

## 日本の安全保障をめぐる国内問題

高 木 誠\*

### 序 国防・外交問題と世論

デモクラシーが「世論に拠る政治」であり、国防外交政策が政治体制にとって死活の問題であるとすれば、民衆が一国の安全保障に強い関心を示すのは当然と思われる。しかし、果してそれが実情であろうか？ 一般に世論調査の結果を見ても、いわゆる「D・K・グループ」が25パーセント以下となるのは稀である。そして、この状況は国防・外交問題についても変わらないのみか、かえって悪化する。社会が大規模に組織化され、情報が豊富になることにより、民衆は身近な関心には敏感に反応するが、むしろ各自の自主的判断は困難となる。特に国防・外交に関する問題には、諾否で容易に割切れぬ複雑さとともに一種の遠隔感を伴うから、如何に指導者の側で啓蒙に努めても、例えば「安保は重い」という慨歎が見られる。ここに世論の主体として予定される公衆とは危機を除いては一体ではなく、問題によって複数であるという見解が生じる所以があり、アーモンドの言う“attentive public” (Almond, G. A., *American People and Foreign Policy*, New York, 1960, ch. vii, p, 138—, 一般公衆の中、殊に外交問題に関し良識と関心を持つ人々。) 即ち「覚醒せる公衆」こそ、世論の中核を形成するものといえよう。国防・外交問題に関する意見は通常この層によって示される。

安保改訂の国会承認をめぐる激動の最中に、時の岸首相は「声なき声に聴く」といった。しかし世論調査の方法によっても把握し難い此の声を如何にして聴くか？ それには、新安保条約を国民投票に問う外はあり得まい。議会制デモクラシーの建て前から、それが不可であるとすれば、結局

\* 成蹊大学文学部講師

「声ある人々」，すなわち“attentive public”に耳を傾けなければならぬ。そしてこの事情が本稿の焦点を決定した。それは安全保障に関する論調“currents of opinion”を探り，かくして見出される有識の意見を，その表明の状況を明かにして提示することと言えよう。

このような問題接近は日本にのみ妥当するものではないが，特に日本における国防・外交に関する所論を見る場合に，注意しておかねばならぬ点があるように思う。その一は「現実論」と「観念論」との対置である。この区分は恰も，アメリカの外交論議に見られる“realism”と“idealism”との対立に照応するかに見えるが，アメリカにおける対立は可能性の模索のレベルの問題である。これに対して「現実論」と「観念論」との対置は，或いは討議の相手の所見を排するために，これを「観念論」ときめつけるのであり，或いは「現実論」が既成事実への屈服の色彩を帯びるのであって，相互に主体的に政策を探究するのとは遠い。このことはリアリスト中のリアリストであるモーゲンソー教授の最近におけるヴェトナム批判から瞭然であろう。政治，特に国防・外交の討議に際しては，“realism with vision”（S・ノイマン）という一見逆説的な態度が緊要であるが，「現実論」と「観念論」との対置には不幸にもそのような接近を拒否する傾向が見られる。「長期の展望」と短期の政策との統合が断念され，既成事実の追認を「現実的」とすれば，そこから更に self-fulfilling prophecy 「自己充實的予言」が生れるという悪循環に陥って視野は狭隘化し，偏見は固定化する。すなわち国防・外交の問題は，相手の所論を「観念論」として却けるだけでは解けない。むしろ常に将来への展望を拓く努力に傾聴してこそ実りがある。本稿においても事実上「現実的」「観念的」という文字の使用されている所論を回避することは出来ないが，可能な限り，この不幸な対置法から免かれて論述を行いたいと望んでいる。

更に注意すべき点は，安全保障の問題に関し，他の政治問題とも同様に，いわゆる「保守」の陣営から現状変更の要求が生じ，「革新」の陣営が，ともすれば現状維持論的と見られることである。この一見顛倒した状況は

敗戦に根ざし、占領という事態に培われて、「保守」の陣営に生じた被害者の意識から生れる。戦後の解放、日本国憲法に見られる「民主化」は、それがたとえ外から与えられたものであっても、まさしく解放であり、逆行を許さないものである。その下にあっては「保守」も往時の「保守」ではあり得ない。新しい自主権の根拠が見出されなければならぬ。しかし「保守」は「自由陣営」という国際的象徴に依拠してのみ支配し得る。このディレンマと、そこから生ずる挫折感とが、「保守」の所論の背後にある。

また「革新」の側でも、ナショナリズムを敗戦の思い出からタブーとし、与えられた自由と平和とを擁護する姿勢だけでは自主性の確立は望み難い。すなわち民衆を結集して新しい政治的権威を樹立することは広義のナショナリズムの問題である。これを正面から問題としない限り、防禦的な姿勢からは脱し得ず、「保守」政権の積み上げる既成事実を打破することが出来ない。このような焦慮が「革新」の陣営の所論の背後にあり、それが劣勢な「革新」の陣営を益々分裂させて行くという悲劇を生む。講和をめぐり、安保改定をめぐってイデオロギー的清純さを競えば、対決のときに勢力結集が阻まれる。このような「保守」と「革新」との顛倒の状況を考慮せずには、安全保障の問題もその展望を失うであろう。

もとより安全保障の問題は国際政治の状況によって現定されるところが大きく、単なる国内問題として処理し得ないのは当然であるが、内政と外交とが相互に関連する（その関連の仕方には種々あろう）のが冷戦以来、特に顕著な事態とすれば、国内の政治的編成を度外視して安全保障を論ずることは不可能である。「国民的利益」は超党派のシンボルであっても、その実態が党派的事であることは夙にピアードの指摘したところである（cf. Beard, C. A., *The Idea of National Interest*, New York, 1934）。そして国内政局の推移を度外視して、安全保障を論じようとするとき、「キャンプ・デイヴィッドの精神」に象徴される国際緊張の緩和の兆しに逆行して、安保改定の推進されて行く事態を理解することは困難となる。

国内の建設に自信がなく、外からの脅威を名として国内支配体制を強化して行かなければならなかったからである。

本稿は以上の視点を改憲による再軍備が保守の陣営に漸く盛んとなった時点を中心に適用し、進んで安保改訂の方向をたどって、出来得れば将来の展望にも及びたいと思う。その時期を通じて保守は政権にあり、その見解は政府の方針と殆んど異同がない。保守合同以前には在野保守勢力が政府与党を鞭撻し、論点を先取することも見られるが、保守合同以後は二、三の個人的見解を除いて、政府の方針、見解がおおむね「保守」の見解である。更に保守陣営の体質の問題もあって、公表される所論に注目すべきものも少ない。故に政府の施策、方針を軸とし、これに対する批判をたどる方法がとられ得る。その意味において、その代表する勢力の大きさの測定には慎重でなければならぬが、「世界」「中央公論」「文芸春秋」が資料として取り上げられる。ややレベルを異にし、政府とその批判者との判定者の地位を保とうとするものとして、「朝日」「毎日」の両紙、そしてやや特異ではあるが、経済界の事情に通ずる「日本経済新聞」をこれに加え、主としてその社説を資料とした。党派新聞と異り、龍大な発行部数を持ち、世論を啓発する姿勢を見せる大経営の新聞も、所詮は資本主義的企業であり、その判定者としての地位には当然に限界がある。ただ“attentive public”の一部を構成するものとはいえよう。世論調査の結果の追跡は必ずしも網羅的ではない。それは本稿の方法からも許され得るところであろう。すなわち有識の意見の登場と事態の推移との道標の役割を果し得れば足りると思われるからである。

以上によって資料の渉獵が充分とは、もとより言えない。しかし問題の核心にふれることは出来ようかと期待される。同時代史の探究には、史料の貧困よりも、その比重の確定において、むしろ困難がある。本稿は、その困難を避けて、何人も手にしうる所論の中から論議の潮流を跡づけようと試みたのである。

## 1. 講和と安全保障

第2次大戦終結後の世界は、大国間の協調による平和の維持の希望も空しく、東西兩陣營の対立へと急速に推移した。敗戦国として占領下にあった日本も、占領政策の転換という形でその衝撃を体験したのである。そして期待された「民主化」の推進と早期講和とは、そのため宙に迷うかに見えた。当時は情報も乏しく、現在あきらかにされている、連合国、特にアメリカの側における対日講和準備の進行 (Dunn, F. S.: *Peace-Making and the Settlement with Japan*, New Jersey, 1963, esp. ch. IV, *Peace Proposals: 1947—1950* 参照) は最終の段階に至るまで一般には知られ得なかったのである。そのような時期に *Foreign Affairs* (July, 1948) の求めに応じ、占領政策の論評として寄稿された高木八尺 (当時東京大学教授) の論文は、日本自立のために占領終結のときが来たことを示唆した。それは此の頃から講和の問題が国内においても切実な問題となって来たことを内外に訴えた早期の努力とも認めうべきであろう。そして1949年に入るや、国内の論議も漸く活潑となるのである。

講和の問題は、戦後における民主主義と平和との希求という文脈において、はじめて明らかとなる。日本国憲法に謳われるこの課題は、憲法普及の運動と共に、国民の諸層に拡がった。しかし、日本を包む国際情勢は、マッカーサー元師が「東洋のスイスタレ」と述べるにつけても (1949年早春) この課題の達成をむしろ困難にするかに見える。この間にあって注目すべきものに、ユネスコの呼びかけに応じて行われた「戦争と平和に関する日本の科学者の声明」(「世界」1949年3月号所収) がある。この声明は、言論の自由が戦争の防止、平和の擁護に不可欠であるとし、民主的な社会改造を通して平和を達成する展望を掲げたのである。そして、この段階においては、なおまだ識者の間に見解の統一が見られる。それを基盤として「平和を守る会」、「平和問題談話会」などの活動が開拓されたのであるが、それが国際的対立の激化と講和問題の切迫とによって、その内部に分裂を

孕み、脱落を生ずることとなった。すなわち、知識人の中には戦前、戦中の時期に対する種々の反省があり、また被害の意識がある。或るものには官憲の弾圧を受けた暗い経験があり、或るものには、たとえ積極的ではなくとも、戦争協力に対する悔いがあり、いずれも過去における自らの無力に対する自己批判となる。それが一転して急進的な民主主義と平和との探究の表明となって一致して現われたのである。しかし現実には、その探究を阻むと思われるものが眼前に大きく登場すると、それが資本主義であれ、共産主義であれ、最早、平和の構想と、その達成の方途とに一致を見出し得ない。そして具体的には、共産主義に対する不信と、それを体现するソ連への反感を軸として脱落が生じ、心情的な平和主義を以ては蔽い得なくなるのである。「平和問題談話会」から、後に雑誌「心」を中心として集まるグループが分離して行く過程は、このように把えることが出来よう。平和と民主主義とは今や万人の依拠するシンボルであるが、東西両体制の対立の状況においては、何が平和か、何が民主主義かが論議されねばならなくなった。1949年9月の米英外相会談の結果として推進された対日講和の切迫は、それ自体歓迎すべきことであろう。しかし、如何なる講和を求むべきかに論点が集中心して行くことを回避し得ないのである。

(1) その論点の第1は全面講和か多数講和(いわゆる「単独講和」)かであった。何人も全面講和が可能ならば、これを採らぬものはあるまい。しかし国際情勢は、1948年2月のチェコスロバキアの政変、ベルリン封鎖、そして翌春の北大西洋同盟条約機構の成立と、東西の対立の様相を濃くして行く。更に東亜においても中共の大陸制覇が実現し、続いて中ソ同盟条約において日本を敵視する条項さえ含まれるに至った。このような状況において、いわゆる「常識」は全面講和を望むべくもなく、これを追求することは占領の継続を願うに等しいとするに至る。そのような思考が、1949年秋に教育会議に際し、渡米して全面講和を説いた南原東東総長に対する「曲学阿世」との批判となって現われる言動の根底にあった。もとより多

数講和論者の中にも、それに到達するまで真剣に問題と取組んで悩んだもののあったのを認めるに吝かではないが、また一方、全面講和論を「観念的」あるいは「容共的」として安易に却ける風潮のあったことも否定し得ない。朝鮮戦争の勃発（1950年6月）は、この後者の風潮を更に強めることとなったのである。

然らば、この段階に至ってもなお展開される全面講和の主張とはいかなる構造と論理とを持つものであったか。その著例として、「平和問題談話会」（1950年1月）「対日講和問題についての声明」に注目しよう。一

「講和に関する種々の論議が二つの世界の存立という事実由来することとは言を俟たない。併しながら両者の間に一般的調整のための、また対日全面講和のための不撓の努力が続けられていることは、両者の平和的共存に対するわれわれの信念を、更に全面講和に対するわれわれの願望を力強く支持するものである。抑々我が憲法の平和的精神に忠実を守る限り、われわれは国際政局の動揺のままに受身の態度を以て講和の問題に当るのではなく、進んで二つの世界の調和を図るという積極的態度を以て当ることを要求せられる。我々は過去の戦争責任を償う意味からも、来るべき講和を通じて両者の接近乃至調整という困難な事業に一步進むべき責務を有している。所謂、単独講和は、われわれを相対立する二つの陣営の一方に投じ、それとの結合を強める反面、他方との間に、単に依然たる戦争状態を残すにとどまらず、更にこれとの間に不幸なる敵対関係を生み出し、総じて世界的対立を激化せしめるであろう。これ、われわれの到底忍び得ざるところである。」

この立場は、東西両体制の対立を必然として「認容するのではなく、徹力たりとも主体的に、その対立の調整に寄与しようとする」のであり、いわゆる「進歩的知識人」の国際政局に対処する態度として、今後とも、一貫して見られる。これは「観念的」であり、更には悪意を以て「容共的」であると繰返し非難されるであろうが、如何なる「現実論」と雖も、このような根底的志向を持たぬ所論は所詮、機会主義的である。ただ事実上は、

これに対する批判が反共、対ソ不信から、或は積極的に自由陣営に立つ立場から行われるために、全面講和論が社会主義圏に同調的と刻印されるに至り、その理想主義的意図は見失われて行く。すなわち「真空論」「戸締り論」などの宣伝が民衆の耳に入りやすく響いて、全面講和論を少数の主張に追込んで行く。確かに全面講和の論理は、それが社会主義圏を善しと割切らない場合には、複雑であり難解である。批判者はこの点を突いて、問題は「全面講和か単独講和か」ではなく、「占領と管理が続くことになるのと、単独講和を結ぶのと、どちらがよいかということ」であり、「全面講和ができるならば、それは理想的であり、最善であるが、それができないとすれば、次善の方法として、単独講和でも結ぶ方が望ましいといわなくてはならない。」(横田喜三郎「日本の講和問題」1950年より)とする。同様の論旨は多数に見られるが、その中で、その著「共主義批判の常識」(1949年)以来知識人の間にも大きな説得力をもったと思われる小泉信三の所論については、次の中立や両軍備論などとの関連でふれる。

いわゆる報道界の論説も、概して多数講和やむなしとする立場(「毎日」1950年5月2日、10日の社説など)から、朝鮮戦争争勃発を経て、多数講和促進、全類講和論批判へと動くようである。その中であって「朝日」の論調が、やや力点を異にし、講和論議の独善を排し、(1949年11月25日社説)、建設的論議を求めて(1950年4月26日社説)、全面講和の願望を忘るべからざることを説くかに見える(例えば1950年4月30日の社説「野党の平和中立声明」。笠信太郎の全面講和の影響か? 「芸芸春秋」1950年1月、笠『中立態勢への道—連合諸国に訴う』参照)。世論調査も早期講和を望む声次第に強まって行ったことを示している。

(2) 早期講和を希望する民衆の意向は、それ自体きわめて自然であるが、講和の推進される雰囲気の中に、「民主化」の停止ないし逆行の憂えられたことも忘れてはならぬ。全面講和論が国内政治における革新の陣営の後退と分裂との状況の中で唱えられ続けたことの裏に、この間の消息を読みとる用意が肝要であろう。(これを指摘するものに、やや回顧的とはなる



が、滝川幸辰『言論・思想・学問の自由』「世界」1952年、また後段に述べる山川均の論文などがある。) 講和の問題は、その進め方の如何によって国内の動向を規制し、講和の成立の仕方によって更に国内に問題を投げる。その焦点が日本の安全保障、再軍備の問題であり、全面講和論と不可分の中立の可否がこれに絡んで論ぜられる。

講和は必然に日本の安全保障の問題を提起する。降伏に次いで、憲法により非武装を自らに課した日本が、東西対立の激化する国際環境において、その安全を保持する途は、両陣営の一方に組して、その武力の庇護を受けるか、または何等かの形で中立を採るかである。全面講和論の志向が中立の方向にあることは勿論である。それには笠信太郎のように、困難と知りつつ大国間の保障を追求しようとする(前掲論文参照)ものもあったが、その多数は国連による安全保障を求めた(「平和問題談話会」も然り)。そして全面講和でなければ国連加入は不可能とする。横田などのように、国連による集団安全保障は中立にまさり、多数講和によってもそれは可能であるという議論もあったが(横田「日本の講和問題」1950年参照)、多数講和の企図が頭在化するに及び、特に朝鮮戦争における国際連合軍がアメリカを主力とするものであったことから、全面講和論＝中立、多数講和論＝アメリカによる安全保障、の両極へと分岐して行く。もとより後に講和条約賛成、日米安保条約反対という政治的立場が、講和条約の批准をめぐる現われることから知られるように、講和と安全保障とを一応区別し、たとえ多数講和を認めても、安全保障に関しては種々の構想があり得るとして、アメリカの兵力の常時駐留、軍事基地提供などに条件を付そうという意見も見られるが、一旦アメリカの武力による保障を求めた以上、それは必ずしも論理的でも実践的でもない。むしろ多数講和による独立が不完全なことを国内において明確に意識させる機能を持ったのである。

この間にあって、平和を願い、現実を直視する立場から、いわゆる中立論者、平和論者を最も鋭く批判したものは小泉信三であろう。彼が講和の論議に加わるのは比較的遅いが、1950年末に発表した『平和の名と平和

の実』（「地上」1950年12月号『共産主義と人間尊重』1951年所収）には、その輪廓が略々あらわれている。彼は「北鮮軍の侵略」を例とし、「真に現実に平和の維持せられんことを願うものは、予め防備を敵にすべきことを説かねばならぬ筈であった。しかし言葉の上の平和論者は、果してそれを説くだけの用意と思慮とを持っていたであろうか？」と疑い、「口に平和を唱えるものが、結果に於て必ずしも真実平和の維持に貢献するものではない。」と断ずる。「平和論、中立論、全面講和論は、……姑らくその動機は問わず、結果に於てそれが果して米ソ何れを喜ばしたかと言えば、答えるまでもなく明かである。それは明かにソヴェト側に有利で、アメリカに不利であった。」そしてそれが有力と見えればそれだけ北鮮軍の侵略の企図をむしろ扶けた結果になると考うべきである（ヴェトナム戦中批判者に対するジョンソン政権の警告と同じ論理が見られることに注意）。「防備を敵しくして平和を護るということは、人類として決して誇るべき上乘の策ではない」が、「若しもそれ以外に真に平和を擁護すべき有効適切の方策が考えられぬとしたら、イヤでも残された結論を認めなければならぬ。」というのが小泉の基本的見解である。

講和会議が近づくに従い、小泉は健筆を振った。そしてそれらの文章を集めて後に「平和論」（1952年）を世に問うた。その書名と問題の巻頭の論文（はじめ「心」1951年10月号に発表）は彼の所論の総括ともいえよう。彼が全面講和論、中立論に反対するのは、それが「出来ない相談」だと思ったからであり、「中立は中立の意味だけで守れるものではない。」「日本の中立には米ソ両陣営の保障がなければならぬ。」が、それが仮令、条約によって成立しても、この条約が遵守される保障はない。1945年8月、ソ連の対日宣戦を想起せよとのべ、更に小泉は日本の安全を脅すものは、卒直に言えば共産勢力であり、安全保障が必要であるとして、頼るべきはアメリカの実力以外にない。国連に頼るということは形が好い。しかし朝鮮戦争における国連軍はアメリカの決意と実力とがなければ活動し得ないではないか。自国の安全を他国の力に頼って守らなければならないというこ

とは「言うに忍びぬ恥かしい次第であるが」、実力的保障が充分であればある程、ひとり日本人の生命財産が安全であるのみならず、共産国人命の損傷も亦それだけ避けられる。兵備によって始めて平和が守られるという事態は、決して誇るべきことではない。しかし、兵備が相手を挑発する面よりも、無備によって侵略の好機来るとの判断を相手に与えることの方が共産勢力に対する場合、より危険ではないか。「真に平和が大切であり、人命が貴重であることを思うなら、目前現実に必要な処置を取ることに躊躇すべきでない。問題は「永久平和の理想が何時の日にも実現出来るかということではなくて、今日現在生れて生きている人類を、差し当り5年でも10年も、非業の死を遂げさせぬ途は何かということである。」

小泉の所論が対ソ不信、「真空論」「戸締り論」などの「常識」にとって大きな力となり、政権にあるものの支援となったことは疑うべくもない。故に当然、暗に彼の所論を目ざして、全面講和論者の側から、反論が展開された。しかし当時の国際政局の分析から彼の所論に反駁することがなかなか容易でなかったことは想像に難くない。すなをち、彼と同一の平面に立って、如何に仮想敵国を想定する結果となるとの不可を説いて民衆の蒙を啓こうとしても、それは至難であった。例えば山川均は『非武装憲法の擁護』（「世界」1951年10月号所収）と題して、アメリカ軍の駐留と再軍備が如何に民主主義の逆行をもたらすかを説いたが、それは識者、そして山川の同志に感銘を与えても、民衆の支持を得ることに成功したとは言えない。山川が冒頭に引くところは示唆に富む。「講和ができて日本が自主独立を回復したならば、もういちど戦争の用意のために軍隊をもつべきか、それとも、もう戦争はこりごりだ、決して戦争はやらないという建前の今の憲法をあくまで守りぬき、再び軍隊はつくらぬ方がいいか、こういう問題を出して国民投票に問うたなら、再軍備論が負けるだろう。しかし日本はどこからかの侵略に対してまる裸でいていいか、民族の独立を守る自衛の手段として、最小限度の軍隊をもつ必要はないか、こういう問題の出し方で国民投票をやったなら、必ず吾々の再軍備論が勝つだろう——誰だっ

たか、こういうことを言った人がある。」

小泉の所論に対抗し得る姿勢には、反って絶対平和論があるのみという感がある。しかし、これが民衆の支持を得る保障は或は一層少ない。このような立場の現状分析は、小泉と同様に悲観的である。ただ、この難局は精神の力でのみ、克服できるとする。例えば安倍能成は「武装的平和は竟に戦争に導かずしては己まない。世界の平和は武装を捨てることによって始めて成るのである。……平和への念願、意志が直ちに平和を来すものではなく、平和への条任を作ることの必要なはいうまでもないが、平和への第一条件が平和への意志を持ち、自分自身徹底的平和の人となる、にあることも忘れてはなるまい。」（『世界』1951年10月号、『世界と日本との平和の立場から』）といい、また「日本の生きる道はポツダム宣言の課した徹底的平和の必然を、日本の自由として新たに受けとり、そうして貫き通すことにある。平和に対する最も重大な障礙は軍備にある。日本はこの障礙を欠いている。この点に於いては世界の国々の中で日本のみが平和の使徒たるに堪えるのである。ただ必要なはこの自覚の強固にしてその主張のぐらつかぬことである。これが困難であることはいうまでもない。殊に日本人の総てにこれを望むことは不可能であろう。しかしこの精神を外にして日本を新たに生かす道がないことを思えば、一人でも多くこの自覚と信念とに生きる日本人を造ることが、即ち日本再建の基礎であると信ずる。」（『世界』1950年4月、『平和への念願』）と力説する。更に社会科学の訓練とキリスト教の信仰とに立ち、平和問題談話会の一員であった矢内原忠雄は、絶対平和の保障の確立は宗教的信仰の基礎づけなくしては不可能のことであるとし、進んで安全保障に関して、それが人間をもっては竟に不完全であるとし、「ただ神を信ずる信仰だけが、私共に安全を保障します。神を信ずる信仰によって立つならば、国は滅びることはない。信仰によって立つ国の国境を、外国の軍隊が越えることはないであろう。たとえ無慈悲不法な外国軍隊の侵略に遇うことがあっても、我々自身が己れ的意思をもって戦争に参加することをしなければ、即ち神の平和を守

り抜くその信念をもって立つならば、たとい日本の国土は一時荒されましたも、その荒されたあとより再び花は開きます。日本の国民の多くが殺されましたも、殺されたあとより再び信仰を受け嗣ぐ者は起って来ます。…」（矢内原「講和問題と平和問題」（1950年）中の問題の、前年のクリスマス講演から引用。本書は矢内原忠雄全集、第19巻に収録されている）と説いたのである。

議会に絶対的優位を占め、いわゆる「現実論」に支えられた政府は、対日講和に専念するアメリカ國務省顧問ダレスの活動と相応じて、多数講和への途を進むのに苦慮するところはなかったかに見える。反対勢力は多岐に分れ、平和問題談話会の三次にわたる声明なども、為政者にさして痛痒を与えなかったのである。日米安全保障条約の内容も議会において討議されるこにが殆んどなかった。その意味で、講和会議を目前に控えて行われた蠟山政道の所信の披瀝は、講和論議の総括として傾聴に値しよう。（『平和三原則と講和条約』「世界」昭和26年10月、講和問題特輯号所載）。彼は平和問題談話会の活動（彼もこれに参加した）を、世界平和問題の攻究をイデオロギーや政治的立場を超えて行うにあってとし、同会の諸声明は「思想的解明と教育的啓蒙を目的としたものであって、政治的には会員各自の自由を拘束しないのみならず、実際政治運動との間には一線を劃したのである。」と述べる。そして同会の主張した平和三原則——全面講和、中立不可侵、軍事基地反対——が現実の講和条約と相容れぬ場合、如何なる態度をとるべきかを問題として、所信を展開する。第一に、「平和原則と講和原則とは同一ではない」のであり、具体的な対日講和原則から必ずしも直ちに世界平和原則を導き出すことは出来ない。要は、「今日対日講和条約が締結されることによって、世界平和が明かに脅かされるという見透しが明確となった場合においてのみ、講和条約への反対又は延期論が成立つ。私はそうは思わない。」という。そして、第二に、「談話会の講和三原則なるものは、決して事実の観則のみから成立しているのではなく、多

分に日本人としての冀求をも表現したものである。」全面講和の主張が事実の見透しに立っていたとすれば、それは余りにも現実感を欠いていよう。また中立不可侵も、連合国にこれを保障する意思のないことは、それぞれ異った理由によるにせよ、既に明か立ある。日米安全保障条約による軍事基地の設定も、談話会の主張する国際安全保障制度との間にギャップを生ずることは明かである。しかし、それをもって講和条約への反対、または占領継続となる、延期論の理由とするに足りない。第三に、「講和条約が極めて不完全なものであり、また多くの危険を孕んでいることは事実である。そうであればこそ、平和問題談話会の主張する理想的な条件の達成という意味がある。」故に談話会が今後も活動を続けて、日本国民の思想的教育的啓蒙に資しうるならば、それは十分に意義がある。「このような重大にして困難な問題を一挙にして講和条約にかけて解決を期待するが如きは、知的な慢心か現家無視かの何れかでなければならぬ。平和問題談話会は、ややもすればその政治的立場やイデオロギー的な気がねをもって御互に協力を渋って来た従来の日本の学者やインテリの例を破って、ともかくも誠実に世界平和問題の攻究に協力の実をあげた例である。」と述べ、思想研究の自由な協力を現実政治に対する見解の相違から破壊することのないように要請している。

このような、理想と現実とをつなごうと努力する良識の声が民衆に滲透することは俄かに期し難い。世論調査の結果から見ると、民衆は「公平寛大なる講和」の達成を、その形式の如何に拘らず、一応、安堵の感を以て迎えたようである。講和は、警告された幾多の問題を孕むにも拘らず、一面では解放であり、それはやがて自主性の主張に連なる。そして講和のもたらした安全保障体制が現実として迫って来るとき、これに対する反応は分れる。他律的な講和によって国内の体制が調和に達するはずもないからである。そこに講和によって布かれた路線を更に推進しようとする努力と、それを阻止し、或いは廃棄しようとする勢力との相剋が、ともに自主性の回復を名として、むしろ激化してゆく。既に左翼の平和運動に「民族の独

立」が掲げられたように、右翼には講和によって追放を解除された人々を含んで、占領の遺跡の払拭が企てられる気運が生じる。進んで、その事情を次章に見よう。

## 2. 安全保障と憲法改正

(1) 講和に至る経緯が、日本の再軍備と不可分の関係にあったことは、既に報道界において指摘され（「毎日」1951年7月13日社説など）、また講和反対運動が再軍備反対を強く訴えたこと（いわゆる「平和四原則」、左派社会党鈴木委員長就任挨拶「青年よ、再び銃をとるな」）からも明らかである。そして当時の警察予備隊が軍隊でないという建て前は「日本国は武装を解除されているので、平和条約の効力発生の時において固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない」（日米安全保障条約前文）という理由によって、引続き米軍が「駐留」する口実とはなり得たが、講和が、不完全にせよ、独立の契機であれば、そこから、自主的防衛力の強化が警察予備隊の傭兵化を防ぎ、米軍を撤退させる途であるとする再軍備論の登場するのは、むしろ当然であった。ここに、これまでの再軍備強硬論者の主張（例えば芦田均『自由と平和のための闘い』『文芸春秋』、1951年3月号など）を超えて、再軍備に関する世論形成の動きが見え始める。「講和を契機に憲法改正が問題となって来た。安保条約で示唆された再軍備が時の問題となっている」（「毎日」1951年9月19日）のであった。

再軍備を促進する論拠には、既に見た、反共を名とする真空論、間接侵略論の外、国連協力論や民族自主論があり、特に民族の独立のために再武装することは、右翼の一部にもあるが（辻政信の「自衛中立」はやや異例）左翼の陣営からも唱道される（例えば小堀甚二の民兵論。共産党も自衛の軍備を認めることは憲法制定時にまで遡る。但し講和後の党は第9条改正には反対である。）しかし政府は国民経済の回復を俟ってはじめて再軍備を行なうと言い、当面は再軍備論に同調しない立場であった。ただ保守政権の支柱である財界には、自主的計画に基づく「防衛生産」の強化による経

済の復興という構想が生じ、また追放解除の結果おこる政界の再編成により、改進黨が誕生したことは、自衛の軍備の旗手が政界に地位を占めたことを意味する。更に国内に破壊活動防止法を成立させ、朝鮮に戦乱のなお止まぬ状況にあって、西ドイツの再軍備の進行が伝えられれば、わが国の改憲による再軍備の路線も漸く定まるかに見えた。旧職業軍人も大量に警察予備隊に入り、或いは再軍備の構想を求められる。

この風潮は出版界にも見られる。マーク・ゲインの「ニッポン日記」をはじめとする「内幕もの」と「戦記もの」との隆盛、特に「秘録もの」の氾濫によって、憲法制定の経緯が公然と論じられることになり、「押しつけられた憲法」のイメージが流布し、「独立はまず憲法の改正から」ともいうべき論調が漸次つよめられて行ったのである。

この時期の改憲の具体的提案としては、渡辺経済研究所憲法改正研究委員会による「憲法改正要点の私案」（1953年2月発表）をあげることが出来る。反共の闘士をもって自任する主筆者渡辺鉄蔵は、その趣意書に述べて「私は、過去2年間、同志とともに再軍備の研究と促進に没頭しておったが、昨年来すでに微力ながら新憲法中改正を必要とする諸点について研究を進めておった。その最も主要なる部分についての結論を得たので、ここにこれを世上に提案して賛成を求め世論の喚起の端緒を作りたいと思う。……憲法改正の必要を国民が理解し、改正草案が作成されその制定を見るためには、婦人と青年の判断と向背が最も重要である。」とし、参議院選挙を前にして新たに登場した有権者層の注意を喚起しようとした。彼には、改憲の機が熱さないのは政府与党の曖昧な態度に責任があると思われ、改憲の気運の醸成のために具体的提案が諸方面から活潑に行なわれることを望んで、彼は一石を投じたのである。

このような情勢に革新陣営は敏感とならざるを得ない。日米安全保障条約付属の行政協定は、その内容の重要性にもかかわらず、単に国会に報告されるに止まった。更には吉田首相が参議院予算委員会(1952年3月6日)において「自衛のための戦力は第9条に反するものではない」と言いなが



ら、数日後に、それを「自衛のためであっても戦力を持つことは再軍備であり、その場合は憲法の改正を必要とする」と訂正した。そして、これらの事態に対する野党攻勢が一見、政府与党を苦境に立たせたかに見えながら、いつしか「再軍備の阻止」というより「憲法改正の促進」の底流を強めた感があったのである。このような情勢を見て「世界」は「平和憲法と再武装問題」を特輯した（1952年5月号）。その基調は「再軍備のために憲法の一部を崩してはななぬ」（同誌同号中の辻清明の一文の題）というにある。講和を機に、それまでは超憲的勢力の指導によって行なわれて来た再武装が憲法の枠内で処理されなければならなくなったことは、劣勢の革新陣営にとって民衆に訴える一つの手がかりを得ることとはなったが、反面、憲法を改正すれば戦力をも持ち得るといふ名分を保守の陣営に意識させ、これを能動的にさせることにもなった。問題の実質は、国内、国際にわたる政治路線の決定にある。それが素朴なる法理論に置き換えられると論調に混迷が生じる。この間の消息を読んで論議を展開し、平和の理想を追求することは、全面講和論の展開に際してと同様に困難である。それを解こうとする努力として、丸山真男の『「現実」主義の陥穽』（前掲同誌、同号）があった。

このように改憲と再軍備との関連を意識にのぼらせ、革新の陣営に苦渋の表情をあらわさせる事情は、講和後、いわゆるサンフランシスコ体制下に進行する国内体制の整備、すなわち「逆コース」の現象に裏付けされる。それは破防法の制定、社会科解体をめぐる新教育課程の論議、あるいは人権軽視の事例（鹿地事件など）に見られる。山川均は「対決する二つの日本」を、関口泰は「国民の憲法」を、それぞれ新書版によって世に送り、かかる事態の重大なことを汎く訴えた。更に基地問題が漸く論議に上り、それが浅間山麓基地化のように学界の反対をまきおこすものから、基地の環境、風紀を問題とする教育的、道徳的批判に及び、進んでは地域住民の生活問題までが提起されるに至った。内灘に赴いた清水幾太郎が「基地反対の運動は、今後の平和運動の本筋となるべきものである。憲法擁護など、

今までの平和運動は、とかく、インテリ中心の狭いものになり易かったが、基地反対運動となれば、広く民衆の日常の利害と精力とを吸い上げることが出来る。それだけに、綺麗事で済まぬ面が出て来る一方、平和運動が本当の国民的規模の運動へ発展する条件も生れて来る。即ち、基地反対の闘争は、民衆の日々の生活に根を下ろしながら、而も、日本の運命を握る两条約（講和条約と日米安全保障条約——筆者）の廃棄と結びついている。」（『世界』1953年9月号）と確信するに至ったのは、この問題の展開を示すものといえよう。

(2) 1953年に入ると、アメリカにアイゼンハワーを大統領とする共和党政権が登場し、ソ連からはスターリンの死が伝えられて、国際政局には何等かの変化が期待されるかに見えた。しかし朝鮮の休戦は事実上成立したものの、冷戦の様相には顕著な変容も見られず、アメリカは「巻返し」を唱えて、日本をめぐる国際情勢は、むしろ対立と緊張との度を加えて行くかに思われたのである。そしてアメリカから MSA 援助を仰いで、いわゆる「なしくずし再軍備」が推進される一方、改憲の主張も保守政党にとりあげられ、1953年後半、急速に問題化して来た。（この二つの路線は保守陣営の指導権をめぐる争いと絡んでいたもので、政党政治の局面の変化と不可分に進展して行くのである。）すなわち、7月15日の MSA 交渉開始から、9月27日の吉田・重光会談（保安隊を自衛隊に改めることに一致）、ワシントンにおける池田・ロバートソン会談（「教育と宣伝による愛国心と自衛のための自発的精神の養成」の必要についての一致）、第17国会の衆議院予算委員会における「戦力なき軍隊」という吉田首相の言明、そして11月17日の吉田・鳩山会談において、鳩山の自由党復帰の条件として、自由党内に外交調査会とともに憲法調査会を設置することに合意が成立するなどの日誌がこれを物語っている。

(イ) 1953年4月の衆議院の総選挙の後、MSA による援助を受入れるか否かが漸く論壇を賑わし始めた。受入れ賛成の論拠は経済と防衛とにある。そして財界を含む保守の陣営が当然にこれを支持する。その中でも経

済復興の面を強調するものと、再軍備を強調するものとのニュアンスはある。しかし、例えば河合良成に見られるように、「MSA 問題の本質はいくらまでもなく経済問題である」としながら、祖国防衛を青年婦人に訴えるものもある（「朝日」5月19日）ので、受入れの動機はともあれ、それが、再軍備の促進にまで連なることを否定はし得ない。ただ時の自由党政権はMSA 援助が再軍備の促進に連なることを仲々認めようとはしなかった。これは岡崎外相の「MSA 援助を受けたにしても、防衛力を量的に増強することは考えていない」という言明（6月20日、衆議院予算委員会）や、いわゆる「吉田・芦田の防衛論争」（7月30日、衆議院予算委員会）などに見られるところである。このような雰囲気であって報道界には、MSA 援助の受入れが自衛力増強の強制とならぬよう、世論を尊重して交渉を進めることを政府に要望するものが多かった。

保守陣営の期待を孕んだ論潮に対し、いわゆる革新の陣営では、MSA の何たるかの啓蒙に始まり、それがアメリカに対する隷属を強め、再軍備の促進に寄与する所以を明かにしようとした。都留重人の『MSA と日本』（「世界」1953 8 年月号）はその好例と言えよう。そして「世界」は10月号に「MSA と再軍備」を特輯した。ただ革新の陣営の展望は必ずしも明るくない。それは日本の経済が「危機はここまで来ている」（「世界」1953年7月号の座談会）という状況にあり、特需を中心とする均衡を失っては、MSA 援助を受けて、公然たる再軍備へと流れて行くほかないという分析に由来する。故に、これに抗するには「にも拘らず」（同誌、同月号の清水幾太郎の文題）という発想で立向わなければならぬ。そして改めて日本の行くべき別の路線の提示と説得の努力とがなされなければならなかった。「サンフランシスコ体制」の下に組込まれて行く民衆は、他方、平和を希い、反米的風潮に馴染む。しかし、この民衆を組織し、指導して、別な路線に導く主体性が革新陣営に見出せないのである。

この間にあって、対米接衝の必要を認めつつ、その態度について反省を加えるものがあつた。例えば笠信太郎は『近ごろ思うこと——我々の置か

れている条件など』（「世界」1953年7月号）において、「いずれにしても、アメリカが我々のまともな相手、いな、そういう相手たらざるを得ない地位にある。彼は立派な友人ではあるが、同時にあわて者のあやまち屋でないとは言えない。……そのアメリカと幅の広い交渉のなかで、我々の『安全』を求めていくということが、目の前の、のがれられぬ現実の姿であるならば、その相手方に対する、単純な小児的な反抗といったものは意味があるまい。……」と述べ。アメリカの力の圧倒的な大きさを想起して「いまの日本に、もし力が出て来るとするなら、それは対外的な問題に対して国民間に意見の接近が起り、大まかながら国民的見解の一致が出現するときであろう、それが不可能ならば対米接衝によって「安全」を求めることは甚だおぼつかない、として、国民的規模におけるコンセンサスの創出の努力を要請し、訴えるのである。MSA 援助を受入れる交渉の動因（『何が交渉を動かしたか』「世界」1953年11月号、座談会を参照）は暫く措き、主体制の確立の必要はここにも痛感される。その俗流的表明が自主防衛論、自主憲法期成の願望となって行くのであり、ナショナリズムの問題が再思されなければならない秋が来たのである。

（ロ）1953年11月19日、アメリカ副大統領ニクソンは東京において「アメリカは1946年に誤りを冒した」と演説し、憲法改正のための地ならしの意図を露わにした。彼の大統領に対する訪日報告には、日本の再軍備および憲法改正の可能性が楽観されており、アメリカ側では「日本は1954年が憲法改正準備完了の年、1955年が改正実現の年月」との観測が強いと伝えられたのである（「朝日」11月29日）。その後、第19国会においてMSA協定の承認、防衛庁設置法案と自衛隊法案（以上いわゆる防衛二法）およびMSAに関する秘密保護法案などが上程され、これらの案件と憲法との関係が激しく論議された。国会外においても、この間に自由党、改進黨がいづれも憲法調査会を発足させ。これに対抗して憲法擁護国民連合が結成された。こうして、再軍備を旨とする憲法改正が政治的対決の様相を明かにするのである。

保守政党の改憲に対する態度には積極的あるいは消極的のニュアンスがあった（例えば鳩山と吉田）。また再軍備促進論者でも、現憲法の下においてそれが可能と考える人々（例えば芦田均をはじめ改進黨の大部）もある。ただ憲法の解釈と問題点を改正によって明確にし得ることは再軍備にも好適であるから、一応一様にその準備にふみ切ったのである。再軍備との関連において憲法改正が問題となるのは略々三点であった。第一に自衛隊を軍隊として正式に認知することによる隊員の志気の昂揚、第二に兵力を増強、確保するのに必要な徴兵制の実施。第三に国際協力などの名の下に必要とされる海外派兵である。これら三点は裏を返せば、改憲を著しく困難にするものであることは世論調査の結果がこれを物語っている。

（これらの問題を一括概観するには岡義武編著「現代日本の政治過程」1958年、第2部第2章第3節、石田雄執筆「統治機構の再編成」および Douglas H. Mendel, Jr.: *The Japanese People and Foreign Policy*, 1961, ch. 3 がよい。特に後者の海外からの寄与には、敬意を表わさなくてはならない。ここには、いわゆる真空論、国際協力論などに基く「常識」が「なしくずしの再軍備」は容認しながら、それが徴兵制、海外派兵などの具体的な形態をとり、憲法改正がこれを可能にするために行われると主張されるに至ると、これに対する支持を差控えるという分裂した心理が明かである。それは或いは憲法感覚の定着とも言えよう。すなわち戦後の「解放」が民主主義と平和の名の下に個人人権の思想と個人利益の追求を正当化したからである（自衛隊に応募するのは職業の選択であるという意識）。しかし、それが政治の分野において、主体的、積極的な判断を形成するには遠い感がある。すなわち、軍備は日本のためより、アメリカのためというような反応があらわれる（1953年6月に行われた「朝日」の世論調査）。

民衆の反応が以上のようにであれば、保守政党の憲法調査も抽象的・全面的となり、憲法の原理である平和と民主主義とに一応の敬意を表しつつ「押しつけられた憲法」という側面を強調することにより、国民の権利・

義務や家の構成にまで及んで、再軍備の基礎を固めようとする。第9条の改正に端を発した改憲の動きがいわゆる自主憲法期成となって行くのである。神川彦松は1952年秋以来、憲法に関する一研究会の中心となり、「日本国自主憲法試案」を作成・公表したが（1955年1月）進んで民主・自由両党および緑風会の後援を得て「自主憲法期成同盟」が生れたとき、彼はその理事長となった。その創立総会における決議は左の通りであり、ここには、いわゆる「保守の能動化」の様相が明瞭に見られる。

「現行日本憲法は、平和主義と民主主義を理想としているにもかかわらず、その制定手続と内容にいたっては、いくたの矛盾と後進性を示し、かえって平和主義と民主主義を崩壊せしめる多くの要因を含んでいる。よって、われらは、第2次大戦後の新しい憲法思想にもとずき、速やかに日本国自主憲法の実現せられんことを期す。」

革新の陣営のこの保守の攻勢に対する防衛は先ず憲法改正不可、特に第9条改正不可能論に出発する。既に平和問題談話会の研究報告『三たび平和について』（「世界」1950年12月号）の第3章「憲法の永久平和主義と日本の安全保障および再武装の問題」にそれが示されるが、第9条は改正可能としても、現在の状況においては不可とする議論もあり（例えば宮沢俊義）、その交錯が『憲法を守るとはどんなことか』（「世界」1953年10月号掲載の宮沢俊義、鶴飼信成、中野好夫の鼎談）に興味深く示されている。そして憲法改正が原理問題から政策問題へと転化して行ったのである。このことは1953年8月に、第9条の擁護を主眼とし、啓蒙の目的をもって発足した「平和憲法擁護の会」が、さらに積極的に組織を持ち、政治的活動を行なうために、翌年1月「憲法擁護国民連合」へと発展した経緯にも現われている。この団体は、第一段には保守陣営の憲法改悪計画を世論の力によって阻止し、更に第二段階で、改悪憲法の議会提案を不可能ならしめるに足る国会の議席を確保し、進んで第三には万一改悪案が国民投票に付されるに至れば、投票によってこれを葬ることを「実践目標」としている。そして保守の陣営が「改正要綱」あるいは「問題点」を発表するに及んで、

政治団体としての届出を行う方針を決定するに至った。

このような状況に当面して平和問題談話会の法律政治部会は「日本自立の政治的条件」を討議した（『世界』1954年12月号）。その討議を総括、紹介した恒藤恭の『政治的独立への進路』（前掲誌、同月号）は国際、国内の両部面にわたり、同談話会の従来への活動との関連をふまえて、日本の革新陣営の当面していた諸問題を概観している。インドシナ休戦、欧州軍縮条約の不成立、SEATO 結成と、冷戦の緊張と緩和とを示す未だ不安定な国際状況と、汚職に揺らぐ国内政局とから、如何なる進路を見出すべきか。安全保障の問題はこの情勢分析と不可分であったのである。

吉田政権に代って鳩山政権が登場したことは、革新の陣営を一時、混迷に陥れた感があった。吉田の退陣を喜ぶ一方「鳩山ブーム」に対処しなければならなかったからである。鳩山は中ソとの接触に積極的と見えるとともに、改憲による再軍備の露骨な主張者であり、それが執念とも見えたのである。革新の陣営は、鳩山の日ソ交渉開始に声援するとともに、憲法擁護国民連合の掲げた実践目標の第二段階の達成に全力を傾注しなければならなかった。幸にして1955年2月の総選挙においてこの目標は達せられ、改憲による再軍備は政治の日程から一応は影をひそめたものの、前年に発足した自衛隊の強化は進み、「自衛隊も軍隊といえる」という政府の統一見解が行なわれる有様であった。更に鳩山の政憲への熱意は憲法調査会法案の提出にも見られた。革新の陣営には安堵の暇もなかったのである。

この間にあって革新の陣営の努力に組したものに、1954年3月のビキニ被災に端を発する原爆禁止の署名運動があり、同年10月には署名が1,200,000を越える勢であった。これと相応じ、日本学術会議は「水爆実験の禁止」と「原子兵器に関する研究は行なわない」旨とを声明し（1954年4月）、軍事科学研究への傾斜に反対するのである。更に基地問題も漸く激化して来た。このような事情も加わって、革新陣営は翌年、小選挙区法案を葬り、参議院議員の選挙においても議席の3分の1以上を占めることに成功したのである。しかし、一方、憲法調査会法は成立し、国防会議は発足する。

常に守勢に立つ革新陣営は遂に積極的に憲法の完全実施を主張して、保守の攻勢に立向わなければならなかった。そしてこの間には、国内の政界再編が曲折を経て進行し、いわゆる2大政党制の時代が出現したが、これによって国内政局の対立緩和を期待した世論は、支配政党の側の対立を好む姿勢にその期待を裏切られて行った。かつて笠信太郎が待望した外交・国防に関する国論のコンセンサスは遂に創出されない。「朝日」の改憲不要論はその反映か？）。吉田の「独善的外交」に代って登場した鳩山の国民的外交も、支配階級の内部対立によって実現しえない。バンドン会議参加、日ソ国交回復交渉などの経緯がこれを物語る。鳩山の素朴なナショナリズムは民衆に対して魅力をもつが、国内・国際にわたる冷戦の下にあっては実効を発揮し得なかったのである。進んで日米安全保障体制の改定の方角を見よう。アメリカ側の期待は実現していない。また方向は種々に異るとはいえ、保守の陣営に「自衛中立」の主張すら公然化して、日本の国内に自主性の回復の要求が高まりつつあったことが認められる。

### 3. 安保改定の方向

吉田の退陣は、講和後にとられて来た対米依存の政策が、その支持層からも期待された成果がないために転換を望まれるに至ったものと言えよう(MSA 援助に対する財界の不満を見よ!)。しかし更に大勢として、講和の片面性から当然に帰結する、より実質的な自主性の模索が開始されたことを物語る。この機運に応えようとする鳩山政権の日ソ国交回復への志向は、他面、従来の対米依存の修正を余儀なくする。「鳩山ブーム」は、国内政治的、あるいは個人的な同調と同情とによって支えられたことを否定し得ないが、それはまた外交・国防の路線の転換への期待をも含んでいたといえよう。当然鳩山個人の戦前のリベラリストとしての復旧的なナショナルステイックな志向も冷戦下の国際政局によって規定されざるを得なかった。

日米安全保障条約に基く体制が形式上、吉田政権の完全なる同意を得て



成立していたことは否定し難いが、安全保障条約の法務性から来る問題はもとより、同条約に基く行政協定が具体的に種々の困難を孕むものであることは夙に指摘されていた（村川俊之『日米安全保障条約の問題点』「世界」1951年11月号、および横田喜三郎『行政協定をめぐる諸問題』1957年5月号などを参照）。そして1953年9月裁判管轄に修正は認められたとはいえ、基地、労務調達などに幾多の摩擦を生じていた。財政的には防衛分担金の過重が痛感される。「軍備か社会保障か」（大内兵衛の論文、「世界」1954年4月号）の問題も既に提起された。そして改正さるべきは憲法ではなくして、日米安全保障条約であるという論旨も現れる（関口泰『再軍備に歩調を合わせるもの』前掲誌、同号）。鳩山政権の成立する前後には、漸く向米一辺倒の修正が陣営からも要求される機運が醸成されて来たのである。

その頃、いわゆる論壇では平和論が新しく提起された。福田恒存は『平和論の進め方についての疑問』（「中央公論」1954年12月号）を發表し、いわゆる進歩的知識人の平和論を辛辣に批評した。彼は「日本の平和論の影響なしに、二つの世界の冷戦は現在小康を保てさうな気配にあります。すると、アメリカと協力してゐても、共存絶無ともいへないように、私にはおもはれる。」と述べた後、さらに「私がどうおもはうと、じっさいには、日本はアメリカと手を握ってゐる。平和論者はこれを断たうとしてゐるわけですが、そのほうがよくて、しかも断てない今日、毎日どうして暮したらいいのか。」（引用文は仮名づかいは原文のまま——筆者）とつめより、「平和、平和」と氣勢をあげているだけでなく、責任ある構想と人生論を示すべきことを要求した。この論争は、平野義太郎の反論をはじめ、中央公論誌上に半年以上に亘って展覧されるが、進歩的知識人にとって、かつての小泉信三の平和論と似た問題を投げかけたのである。この論争と直接の関係はないが、これに対する回答の一例として、久野収が平和問題談話会文化部共同討議のための報告として發表した『日本における平和理論と平和運動』（「世界」1953年1月号）をあげれば足りよう。「現実論」と

「観念論」との対照が、ここにも登場して、論旨を低迷させる有様が見てとれる。その意味において時期は少し遅れるけれども、鶴見俊輔の『日本知識人のアメリカ像』（「中央公論」1956年7月号）は興告深い。

(1) 鳩山政権は、その発足の当初から、いわゆる鳩山・重光の二元外交を批判されて来た。対ソ国交回復の交渉開始に当たっても既に、それが見られた（例えば「日経」社説1955年1月30日）。そして30年度予算編成にあたって、かねて選挙の公約である民生安定を1兆円の枠内において実現しようとして防衛分担金の減額折衝に困難し、その打開のため外相の派米を企ててアメリカの拒否に会い、その外交措置に対する戒告決議が衆議院外務委員会において行なわれる有様であった。その後、東京における分担金の折衝は辛うじて妥結したが、その経過において対米従属の姿は蔽うべくもなかった（例えば「日経」1955年4月20日、予算案の解説、および稲葉秀之の論説）。このアメリカのきびしい態度を見て、また政局の安定のため保守合同が叫ばれもした。妥結に際して発表された共同声明には、米軍使用のジェット機滑走路を拡張するための施設提供費の増額と防衛庁費の著増とが謳われ、「本年度は日本経済安定の成否を決する年であるから、アメリカ政府の特別協力措置であり、本年度以降には適用されない」との但書きが付されていた。すなわち防衛力は質・量ともに増強され、再軍備が既成事実となって行くことを露わにしたものである（『正体を暴露した防衛分担金の折衝』、「中央公論」, 1955年6月参照）。

第22特別国会はオネスト・ジョンの持込みをめぐる混乱のうちに幕切れとなり、鳩山政権にとっての重要法案、国防会議構成法案、憲法調査会法案などを廃案とした（例えば「日経」1955年7月31日「さんざんの国会幕切れ」参照）。政府は防衛分担金折衝の苦い経験から、アメリカとの意志の疎通を図るため、外相の派米を再計画すると共に、その会談の材料とし、日本の防衛努力の誠意(?)を示すものとして、防衛閣僚懇談会において次年度自衛隊増強計画を了承し、さらに防衛6カ年計画については、米地上軍撤退の想定の下に、陸上自衛隊を180,000人とし、海・空両部隊

の整備（艦船120,000トン、航空機1,300機を目ざす）を行なう案を立てた。こうして行なわれた日米会談は、まず日本の代表の構成からも奇異であった。内政上の理由から外相に河野農相と岸民主党幹事長が同行したことである。更に会談の経過、日本側の代表間の不一致、そして最後の共同声明から生じた日本の海外派兵の問題と、アメリカに対する全面的依存から、安保改定による日米対等の共同防衛体制への切換えを目ざした鳩山政権の意図を裏切る醜態をさらすのみに終わった（大森実「特派員5年」毎日新聞社、1955年、参照）。特に海外派兵の問題は強く日本の世論を刺激し、鳩山政権の性格を示すものと攻撃され、外相はじめ、これを否定するに大童の感があった（例えば「羽田空港における帰朝挨拶」およびNHKを通じて行なった「帰朝報告」などを参照）。

ともあれ、共同声明には「日本が出来るだけ速かに自国の防衛のための第1次的責任を取り、かくて西太平洋における国際の平和と安全の維持に寄与することが出来るような諸条件を確立するため、実行可能なときは何時でも協力的基礎に立って努力すべきことが合意された。またこのような条件が実現された場合には、現在の安全保障条約をより相互性の強い条約にかえることが適当であろうということが合意された。」（傍点の問題の訳語——筆者）と謳われ、安保改定が条件付きであれ、日程にのぼって来た。ただ条件の認定は専らアメリカにかかるのである。対米依存のジュスチニアに終る。

このような事態を前に「世界」は「逆流する日本外交」を特輯した（1955年11月号）。その中に有田八郎はジュネーブにおける四巨頭会談の実現をふまえて、『鳩山・重光外交を批判する』を寄せた。それは極めて穏当な論旨であり、安保改定は必要としても、「重光構想のような改訂では、百害あって一利もないと思う」と断じ、“力の政策”はこれからの世の中には通らなくなりつつあるとして、共産諸国との交渉にも確固とした、誠意ある態度で臨むべきことを説く。そして“アジアの安定と平和に貢献する”という言葉に国民は神経質になっている。この文句を見たら眉に唾

をつけて、とっくりとその真意を読み取らなければならない。」と結んでいる。この頃は既に東亜における「ロカルノ構想」（曾根益などの発言）も見られ、外交専門家も新しい構想を提示する状況であった。また辻清明はインドシナ戦争終結のためのジュネーヴ会議当時に滞欧した経験から「外交は論理である」（前掲誌中の一文）ことを訴えている。更に「なしくずしの再軍備」の状況を見て、旧軍人の中にも異色ではあるが平和を願う反省が見られる。遠藤三郎の『自衛隊のゆくえ』（『世界』1955年12月号）はその一例である。

(2) 領土の問題は安全保障と密接に関連する。日ソ交渉の最大難関がこの領土問題であり、これをめぐって保守・革新の両陣営のそれぞれの内部に対立した意見のあったことは周知のところである。日ソ交渉の第1次ロンドン会談は、この領土問題をめぐって停頓した。民主党の鳩山主流派には領土問題を棚上げにした早期妥結の意図があるかに伝えられ、これが民主党内でも、同じく保守の陣営にある自由党においても警戒された。革新の陣営では、ソ連の主張を正当とする共産党を除き、左右両派社会党には諸々の主張があった。そして政界再編の第1着として社会党の統一が実現したとき、その政策大綱において「平和的方法によって本来の日本の領土（小笠原、沖縄、ハボマイ、シコタン、千島および南樺太）の完全な日本復帰を実現する」と謳われ、当面の日ソ交渉には暫定協定方式を認めながら「領土については、アメリカ関係の小笠原、沖縄と関連してハボマイ、シコタン、千島、南樺太の返還を要求する」とした。政権をみざす党として、ナショナリズムに訴えようとしたこともあろうが、左派の一部に対米従属反対は対ソ従属にも反対して始めて貫き得るとの主張があったことを看過し得ない。次いで保守合同が実現したとき、新党の緊要政策の中、日ソ国交の合理的調整として「領土についてはハボマイ、シコタン、南千島を無条件に返還せしめる」ことを堅持することとして、鳩山政権の早期妥結に止動をかける企てがなされた。日ソ交渉が「国交回復に関する共同宣言」などの方式で行なわれたとき、暫定方式を認めた社会党には不満が表

面化しなかったが、自由民主党にあっては後継総裁をめぐる思惑とからんで執拗な反対が行なわれた。

北方領土が問題となるときには当然、南方の領土回復も問題化する。沖縄に関しては1955年はじめから自由人権協会（理事長海野晋吉）を中心とする人権侵害反対の運動が展開され、国会においても問題となった。アメリカ側でも同年10月ブライス下院議員を団長とする調査団を送って実情を調査し、いわゆる「ブライス勧告」（接收地の補償を一括払いとすることが中心となる）が翌56年6月に発表された。これが米軍の土地政策に対する住民の不満に油を注ぐ結果となり、（1）地代の一括払い反対、（2）新規接收地反対、（3）地代の値上げ、（4）損害賠償の実施の4原則を掲げる島ぐるみの抵抗が展開された。これに呼応して本土でも、土地問題の解決促進、祖国復帰などをスローガンとする沖縄救援運動が展開された（7月4日、東京に沖縄問題解決国民総決起大会が開かれる）。これに対しアメリカの当局は「沖縄返遷は極東に緊張の続く限り認めぬ」あるいは「沖縄基地新規接收の基本方針は変らぬ」などと強硬な態度を変えなかった。沖縄の基地としての重要性と日本の防衛努力に対する不満とが、この態度を裏付けていると思われる。世論調査の結果は、圧倒的に本土復帰を支持するが、これは国民全般の戦争反対、軍事基地反対の気分の表明とも連なる。旧軍人（例えば野村吉三郎）や保守の陣営（例えば渡辺鉄蔵）では日本の再軍備こそ沖縄返遷を早めるという意見もあった。また抗議運動は却ってアメリカの沖縄占有の意思を強めるとの批判もあったが、民衆は素朴に祖国復帰を願い。革新の陣営はこれを支持した（例えば総評と社会党との「沖縄と砂川基地問題のための一億円カンパ」）。国会も超党派で「南方同胞援護会」を政府につくらせ、沖縄、小笠原における諸問題の解決と島民保護とに当らせた。この間に「世界」は「沖縄は訴える」（1956年9月号）を特輯し、啓蒙に努めるところがあったのである（以上については前出メンデルの著書第5章が参考になる）。

沖縄、小笠原と並んで、国内基地の問題も激しい紛争を生じた。すでに

1955年、米軍の北富士演習場使用に関して問題を生じ、また同年の防衛分担金折衝妥結のための飛行場の拡張を実施しなければならなくなった結果、各地に紛争がおこり、砂川はこの中、特に著名となった。すなわち、56年10月、砂川の強制測量を強行しようとして、地元側と警官隊との間に流血の惨事が生じたことは強く民心をとらえ、警官隊の暴力や国会議員が抗議の先頭に立つことの可否などにも論じられたのである。そして同胞相争わなければならぬのも日米安保体制のためではないかという反省に連なる

(「朝日」15日、「毎日」16日、各社説、なお「世界」12月号には『砂川＝私を見た』といういくつかの報告がある)。越えて翌57年2月、相馬ヶ原演習場における米兵の日本婦人射殺事件、あるいは陸上自衛隊の夜行軍演習において隊員が死亡する事件がおこり、同月28日には安全保障条約付属行政協定締結後5週年を迎えて、学者文化人538名が砂川流血事件の目をおおいたくなる不幸に鑑み、「日米安全保障条約を再検討せよ」と声明し、広く国民の協力と支持とを要望するに至った(「朝日」3月1日朝刊)。

石橋首相の病気による辞任の後を受けて岸内閣が登場するが(1957年2月)、岸首相の閣歴から来る彼の外交・防衛政策に対する内外の革新の側の疑惑は強かった(藤原弘達『宰相岸信介論』「中央公論」,1957年4月号を参照)。岸は石橋内閣の外相に就任したとき早くも「今後対米外交を特に強化する」と述べていたからである。しかし岸所権の先ず直面した外交問題は、イギリスのクリスマス島における核実験反対の運動であった。世論も圧倒的にこれを支持した(「朝日」の少し遅れて7月に行なった世論調査では90パーセントが実験反対)。参議院も「原水爆実験禁止に関する決議」を行なった(3月15日)。岸政権もこれを放置し得ず、抗議を重ね、松下特使を派遣するなどした。「世界」は「クリスマス島水爆実験に抗議する」を特輯し(5月号)、その中で矢内原忠雄は「原水爆実験禁止の要求は、反米英親ソの声でないことはもちろん、反米英ソの声でもなく、……実に文相の誤りたる使用に対する人類的反対の声である。サタン的破壊力の空中からの落下に対する地に住む人間のうめき声である。叫びであり、

祈りである。そういう意味では、国際連合も、原水爆を持つ国々にも、この民の声をば神の声の反響として聞かねばならない。」と述べた。しかし岸政権の真意はなお疑わしかった。アメリカ原子力部隊の駐留の報道が流されたとき、首相はその駐留を拒否する。自衛隊を核武装する意見はないと述べながら、一方では「核兵器という名がつくからすべて憲法に違反するとはいえない」（5月7日、参議院内閣委員会における答弁）などといったからである。第26国会終了後に岸は東南アジア6カ国を訪問して原水爆実験禁止と軍縮促進とを訴えたが、この旅行はむしろ岸の個人的宣伝のためと受けとられ、「アメリカのよい友人であり味方である」ことを印象づけて、来るべき訪米に備えたものと観測されたのである（戸川猪佐蔵「昭和外交史」雪華社、1962年、305頁以下参照）。

岸の訪米の意向は既に3月、駐日アメリカ大使に伝えられ、その中心的話題が防衛問題となることは当然に予想された。これをふまえ、「中央公論」（5月号）は「安保条約改廃をめぐる」を特集して、2月28日の学者・文化人の声明以来の論議の展開を図った。蠟山政道は「安保条約のパラドックス」と題して、「……安保条約、行政協定の改廃をめざしてこれを再検討するに当っては、まず、サンフランシスコ条約に基因する安保条約の締結そのものが、はなはだ複雑なパラドックスを含んだものであることを認識してかからねばならない。」とし、パラドックスの発生原因がアメリカの防衛戦略にあるのみでなく、日本の防衛体制が未決定、無準備であり、情勢に対する的確な見透しを何人も何国ももちえなかったため、安保条約は暫定的な意味において無期限とされている、これを解明しなければならぬと説く。そして進んで、安全保障条約における集団安全保障の変則性、その内容の片務性、または不平等性と、その行政協定への持越しなどに含まれるパラドックスを指摘し、それらの解決のために、(1)安保条約を一定期限を付して失効せしめるため、防衛力漸増計画をアメリカと協議の下に実施すること（そのためには憲法第9条1項の改正が必要）、(2)従来日本の集団安全保障制度に対する否定的な消極的態度を改める。

という2点を提案している。

これに対し山川均は同じ特集の中に「サンフランシスコ体制からの解放」という一文を寄せ、アメリカの意に反しないで安保条約を改廃できる唯一の道は、日本の再軍備と憲法改正に連なるとし、安保条約の改廃サンフランシスコ体制からの解放という見地からでなく、「不平等条約」の問題として取上げられる場合の少ないことを見て、「……安保条約改廃の世論が高まることは望ましいことではあるが、この世論が軍備の増大と憲法改正を推進する力として利用されたり、またそういう力に変質する危険を十分に警戒しなければならない」と説く。山川には、安保条約の即時廃棄を要求する世論を盛り上げることによって、日本に対するアメリカの支配層の認識を改めさせることが、困難ではあると知りつつも、「段階的」に改廃するより現実的と思われたのであり、事態は日本国民の抵抗の強さによって決定する。この特集の、この外の寄稿を見ると、当時の日米安全保障体制の歴史的展望と問題点とが示されていて、将来の新安保条約の成立の過程に現われる議論を略々予測させる。

岸の訪米（6月16日出発、19日—21日日米会談）は、「日米新時代」の到来を謳って華やかに演出された。アメリカ側が岸を日本における保守長期安定政権の選手として迎えたことも当然と思われるが、岸の側でも、その期待に応えるべく、反共の立場を随所に明らかにし、自由諸国との団結の強化、中立主義の否定、（6月21日ナショナル・プレス・クラブにおける演説）を明言した。日米会談の結果、発表された共同声明を見ても、同時にロンドンにおいて進行していた国際連合の軍縮小委員会などは無視したかのように、「両首脳は、世界大戦の危険は多少減少したけれども、国際共産主義が依然として主要な脅威であることに意見が一致した。したがって両首脳は、自由諸国民はその力の保持と団結とを続けねばならぬ、ということに同意し合った。日米双方とも、自由世界の戦争阻止力というのが、最近数年の間、極東と全世界への公然たる侵略を阻止する上に有効であったことを、認めたのである。」と書き出されている。渡米前に岸首



相は、具体的問題の解決ではなく、具体的問題を将来処理する上での基本的な考えを話し合いたいとして、いわゆる「おみやげ論」を排した（例えば中央公論）1957年5月号の対談を参照）。従って安全保障条約の改定については「これらを議するため、日米政府の合同委員会を設置する」ことに留まり、核兵器の禁止について「軍縮にのぞんで、岸首相の見解を考慮する」とのみ記され、沖繩、小笠原についても「極東に脅威と緊張がある限り、現状の維持が必要である」と述べられただけであるのは当然ともいえよう。そして在日米地上軍の撤退が認められたことは歓迎されるとしても、自ら進んでアメリカの世界戦略の傘下に入ったことを蔽い得ないとする見解が多く行われ、期待した「岸ブーム」を沸かすに至らなかった。それよりも、岸がこの旅行を機に国内における対決の姿勢を強く打出したことにより、来るべき内政、外交にわたる諸施策に危惧の表明されることが多かった。有村卯平は「岸渡米——その後に来るもの」（「中央公論」1957年8月号）を「とりわけ今回の“対米忠誠外交”が具体的な議事日程に上って来た時、民族的反撥を背景に保守党の動搖は再び政界の中心課題となって来るのではなからうか。」と結び、また山川均が『星条旗のもとに——日米共同声明の意味するもの——』（「世界」, 1957年8月号）に、「星条旗の下に立つという保守勢力の独裁は、はたして安泰だろうか。ここでも疑のないことは、ドルと星条旗の進むところ、国民の分裂と対立は、ますます深刻さを加えるにちがいないということである。」と述べたのも、将来の事態を予測する点で概ね軌を一にするものといえよう。

このような予測に立って「世界」は「日米新時代——民主主義試煉の時期はじまる——」（1957年10月号）を特集した。その冒頭、上原専祿は、「日米新時代」の合意が、「国民の側からと世界の諸国からとの批判や反撃を受けるであろうことを日本の政府当局は、恐らく国民自身よりも、いっそう鋭く察知している、」とし、文教政策における「修身科独立の意向、日教組対策の強化、憲法調査会の発足、秘密保護法制定への動きなどを指摘し、「安全保障に関する日米委員会」の発足に伴う軍事化の進展を警告

し、平和と民主主義とを擁護することが容易でないことを訴えている(「日米新時代」は実現するか)。岸信介がいよいよ「地ガネを出す」という観測は広く見られるに至ったのである。岸首相の訪米は安保改定に直結しなかったけれども、アメリカの世界戦略に沿う改定の方向は今や明かであり、それが保守の陣営の主流をいよいよ能動化する。その意味において日米安全体制に新しい時期が画されたといえよう。改定の実行は事態の一般の推移にかかるのみとなった感がある。

## 結 び

1958年9月11日、ダレス國務長官と会談した藤山外相は、アメリカ政府から日米安全保障条約改定の交渉開始に同意を得た。国内では教員の勤務評定問題が激化し、東京都内の大学学長が斡旋に立上った日である。アメリカの同意は恐らくスプートニク以来の世界戦略の変化と、近くはレバノン、台湾海峡に激化する抗争に直面しての国際政治的考慮と、衆議院議員総選挙を乗切って安定したと見える岸政権への信任との表明であろう。この改定が交渉開始から批准までに1年11カ月にも及ぼうとする歳月を要したのは何故か。当面、憲法の枠内で両国の対等と双務性を如何に処理するかという疑問、そしてこれをめぐって、局地的に激化する国際情勢に敏感であるアメリカ上院の意向を考慮しなければならないという事情など、アメリカ側にも困難はあったであろう。しかし、何よりも重要なのは、日本の側における政府・与党の指導権の争奪をめぐる不統一、そしてそれを蔽わんとして現われる反対勢力の抑圧の姿勢であったといわなければならない。選挙を乗切っても、岸内閣には民衆の支持が上昇するどころか、むしろ次第に低下し、結局その最低点において退陣を余儀なくされたことは、この期間の世論調査の示すところである。しかも、その過程において、勤務評定に加えて警察官職務執行法の改正案を突如として議会に提出し、これによって国民各層の反対を呼びおこし、後退を強いられたことは、安保改定の意図に疑惑を強めることにさえなった(例えば清水幾太郎『国民の

安全保障』、『世界』1959年1月号)。与党の統制に困難して、これを民衆の抑圧に向ける非民主的行動が岸政権のとするすべての方策を、民衆に対する不信と映じさせる。ここに日本の安全保障の問題が「日本の民主化のゆくえ」と密接に関連することを再思させる機会が来た。

日米安全保障条約は、既に見たとおり、締結以来、保守の側にも革新の側にも不満を生じたものであり、その共通の不満を部分的改定によって拭い去ろうとする構想が外交当局になかったわけではない。しかし「日米新時代の到来」を印象づけたい岸首相は新条約の方式を求めたといわれる(岡田内雄「政治の内幕」, 有紀書房, 1959年を参照)。それと国内対決の姿勢とが重なるとき、問題は否応なく党派化する。更に国際情勢の観測の相違がこの対立を激化する。その最たるものは日中国交回復であり、それが岸政権の登場以来、「静観」と称する手づまり、ないし冷たい対立の状況にあったのである、(これに関しては特集「“静観”は許されるか」『世界』1958年10月号を参照)。中国外相陳毅は日米安全保障条約改定の交渉を既に「米国は日米をそのアジアにおける侵略の道具にしようとしている」と非難し、「日本が平和な中立の国家となること」を期待している。この時期における安保改定が中ソの側を刺激すること、そして安保改定よりも日中国交回復、そして中立を、というのが改定反対派の主要な主張となっていたのである(1959年3月に結成された安保改定阻止国民会議のスローガン参照)。

警職法改正に失敗し、延いては反主流派三閣僚の辞任によって動揺した岸政権は、その存続を安保改定の成就に賭けた。しかし改定の要綱さえ容易に党議として決定し得ぬ有様であった。そしてその調整に略々1年を費したのである。この間に政府の交渉方針も明確でないまま国内に改定に関する反対の論議は沸き、ために最大の野党が分裂するまでに至った。しかし民衆には、この論議が必ずしも理解できたとは見えない。内閣官房審議室の数次の調査がこれを物語り、政府の弘報の不足とともに改定反対運動の滲透の限界の指標ともなる。そして遂に問題は曖昧にされたまま改定が

強行されたという憾みが深く残る。ただ民衆は国際情勢は緊張緩和に向い、つつあると見、ひたすら核戦争を恐れ、日本の防衛力については現状維持を求め、アメリカとの友好は保つが、その軍事基地の撤去を願っていたのである。この民衆に対し、政府・与党は国際情勢の緊張緩和の希望をよそに何故に対決の姿勢を強めるのかを説得しなかったし、反対運動の側は民衆の平和への希求を十分に組織し得ず、遂に力の激突となったのである。

改定反対の論議は「世界」と「中央公論」そして新しく登場した「朝日ジャーナル」に主として展開されたが、そこにも当然に論旨の振幅が見られた。その最も包括的なものは「政府の安保改定構想を批判する」と題する共同討議の報告（「世界」1959年10月号）である。これは鶴飼、久野、都留、中野、丸山などの平和問題談話会の会員に新に少壮の学者、文化人十数名が加わって作製されたものであり、(1)わが国の自主性確立のための安保体制解消の必要、(2)日本の自主性を取戻すための最低限の条件、(3)安保体制に代る安全保障に関する若干の可能性、を当面の情勢に立って暫定的に示そうとした。すなわち国際共産主義の侵略から日本を守るのは、日米軍事同盟より以外にないとする政府の構想、およびその支持者の立つ前提に対する全面的批判であり、スプートニク以来の国際情勢に立って、軍事同盟のみによる安全保障に深刻な疑惑が生れている事実に基づいて展開されている。そして一切の軍事同盟からの中立、国連の強化、緊張緩和の促進への寄与、さしあたっては日中国交回復による「積極的中立主義」を唱え、その保障の方式としてオーストリアの例、本来の意味の地域的安全保障などをあげている。

その他、与党の中にも早急な改定に反対するもの（宇都宮徳馬）があり、また廃棄を終局の目標とするか、半独立から真の独立に向う改定は必要とするもの（田畑茂二郎や猪木正道）もあった。そして即時廃棄論と段階的解消とが社会党の分裂にも連なったことは衆知のところである。

1960年1月新しい日米安保条約が調印され、その承認が衆議院の特別委

員会において論戦に密接に対応して展開されるに至った。その詳細はさておき、条約にいう極東の範囲、事前協議の問題、条約に規定された相互防衛の限界、更には対中ソ関係の悪化に如何に対処するかなど、日本の安全保障体制の根本問題が提出され、それに対する政府の答弁の動搖は国民の疑惑を却って強める結果となっていった。この間ソ連は新条約の成立を見れば、ハボマイ、シコタンを返還しない旨の対日覚え書を発し、U2機事件、パリ頂上会談の流会など国際緊張の激化を思わせる事件が相次いだ。そのような状況において展開された反対論の中、新しく注目されるのは西春彦（例えば「中央公論」2月号、4月号）、田尻愛義（例えば「世界」4月号）など旧外交官の発言であった。伝統的外交の立場からも、当面の安保改定が国際情勢の悪化を懸念させたのである。革新の陣営の論議には引続く共同討議の結実『ふたたび安保改定について』（「世界」2月号）のように問題の経済的側面にまで亘って論じたものもあったが、改定阻止の運動論にその精力の少なからぬ部分を割かれていた感がある。前年11月の全学連を先頭とする国会進入がその大きな契機となったことは言うまでもない。いわゆる「市広論」<sup>はばひろ</sup>をめぐる論議がこれであった。

遂に運命の日、5月19日が来た。そして20日未明の衆議院における与党の単独採決強行が安保改定の論議を民主主義擁護の闘争に転化させたのである。世論（例えば世論科学協会による東京区内の「新安保条約に関する調査」——5月末施行——を参照）も、新聞の論調（「朝日」「毎日」「日経」などの5月20日以後の社説を参照）も、議会の解散と岸政権の退陣とを求めていった。学者、文化人、芸能人、そして一般市民までが街頭に出た。このとき生れた「民主主義をまもる全国学者・研究者の会」には、これまで改定阻止の運動に必しも積極的に参加してはいなかった多くの人々が集った。日本の民主主義が危機に瀕したと感じられたからである。国会周辺に、そして職場に、学園に、月余にわたる激動が続いた。いわゆる西欧民主主義国の人々は、これを暴民視<sup>ライオット</sup>した。しかし改定阻止の運動方法として、それが路線を分裂させたか否か、この激動の中に外交・国防の路線

の選択という問題が見失われてしまいはしなかったか、などの自己批判は暫く措き、それが民主主義擁護運動であったが故に、かくも多数の人々を動員し得たのも事実である。それは街頭に出た人々を異常な集団心理の対象として分析することを以ても終らない（例えば James Carey: *Japan Today, Reluctant Ally*, New York, 1962, esp. ch. 12. *The Beast in the Street* 参照）、議会制民主主義の把握の根本問題である。議会という制度を神聖視して、そのルールに固執するか。はたまた議会制の奥にあるもの、それを成立させる根拠をまで問うべきか。民衆の街頭示威の激化を前に報道界の論調が議会制に対する院外圧力の抑制へと力点を推移させるのを見て、丸山真男は「復初」を訴える（『復初の説!』「世界」8月号）。また議会制のルールにより個別の問題に関して国民の意見を直接に表明する機会のないもどかしさから辻清明は「むしろ国民投票法の制定を」（「世界」4月号）と提唱する。また政党の指導性の欠如から無党派活動家への期待が現われる。これはすべて議会制民主主義を担う政党の体質に回帰する。あるいは政党制の統合力の問題である。街頭に出た民衆は政党制が民主主義を機能させ得ない危機を直感したのである。岸首相も指摘したように、街頭が示威の民衆に溢れるとき、映画館も野球場も満員の観客を集めた。しかし、それは民衆が政情に安堵していたからではない。経済的要求では統一罷業を打出し得なかった労組が、この問題では統一罷業を整然と敢行したのである。権力者はむしろ街頭に出たものの多大さに深く反省すべきであろう。国際共産主義運動がこれを演出したのではない。国会の多数が、その行動によって不信を買ったからである。議会制のルールを楯にとり、民主政の院内主義的解釈に固執することをもってこれに応えようとすることは問題の実質をそらすものであり、民衆の不信の上に民主主義は生き永らえ得ない。このような事情を海外に訴えて理解を得ようとする企てもあった（「朝日ジャーナル」6月25日掲載「アメリカの友への手紙」、その他、種々のグループの海外投書などがある）。その効果は量り難いが、市民の運動が、ここまでの努力を生んだことは注目してよい。特に岸政権が、こ



60年10月号参照)。

情勢の推移に従って安全保障の問題に対処する態度は確かに柔軟性と構想力とに富まねばならぬ。しかしそのような接近も前述の個人から国際関係に及ぶ文脈を忘れ得ない。それが民衆に問題の理解を如何に困難にしようと、この文脈において問い、この文脈において説得し、啓蒙する以外に途はない。責任ある世論、すなわち民主主義の可能性への信頼を欠いて安全保障の問題を解くことは出来ない。それを本稿の蔽う時期が既に明らかにし、1970年もこの展望に立たざるを得ないと思われるのである。

## 資料

安全保障などに関する国内の論調

(昭和24年1月—32年6月)

### 1. 新聞社説・投書(朝日・毎日・日本経済)

#### a. 講和問題

昭和24年3月4日、朝日新聞は社説にマ元師の「日本は東洋のスイスたれ」との声明を取上げ、その実現は現実には米ソ両陣営の保障が必要であり、日本としては政治的独立、経済的自立、精神的国民連帯が必要と述べた。しかし翌年3月15日には、非武装日本の安全不可侵を守るという態度は連合国側に見られないとして、日本自身が他のあらゆる犠牲においてこれを求めねばならぬと説いた。これに対し日経は5月3日、全面講和論には次善の策が欠けていると指摘、毎日も10日この点を突いて占領継続は不利なるが故に単独乃至多数講和に賛成することを明かにした。

講和問題の論議の仕方については、朝日と日経とがよりよく国民に知らせるべきことを説いている(朝日、24年6月10日、11月25日、日経、25年8月5日)。特に25年4月26日の朝日が、揚足取りや相手をやっつける事のみにとらわれた議論でなく、建設的議論の充分な発展によって国民の総意を統合するよう心掛くべしと述べているのは注目に値する。



b. 安保問題（含・自衛問題、旧条約と関係問題、MSA、改定問題）

講和条約と同時に締結された安保条約に関しては、毎日が昭和26年7月13日、将来における日本再軍備義務化の根元となりうると指摘し、日経が同年9月28日、日本はこれにより再軍備の道義上の義務を負ったと述べている。しかし日経は特に安保条約が講和成立後、独立国としての日本との間に結ばれたものであり、よって来るべき義務も日本の自主性において負うべきことを8月18日、12月11日に説いている。

安保条約の本質を如何に解釈するかの問題については、日米両国の安全を一般的に保障するものであり、仮想敵国を作るものであってはならないこと、又それは暫定的な取極であることが指摘された（日経、26年9月9日、毎日2月11日）。29年になると東南アジア集団防衛機構問題にからんで、日本の防衛責任範囲の過度の拡大を戒める意見が出、又自衛隊発足に当って翌30年には防衛力をどこまで伸すのか、日本経済安定が先決問題であるとの説が見られる（毎日・29年4月16日、朝日・30年5月2日）。行政協定については、毎日・朝日・日経が26年末から27年初頭にかけて、要求すべき条項、日米間解釈の一致すべきこと、裁判管轄権の公正などについての希望が出されている（毎日・26年11月22日、朝日・27年2月11日、日経・同2月21日）。又この頃属人的管轄権の弱さを嘆き、連合国は日本を対等に扱えと要求する投書もある（朝日・27年11月18日）。

MSA については、朝日と日経とに、援助が自衛力漸増の強制となり、後に再軍備の要求となることがない様、政府は国民世論を尊重しながら公正な取引を行えと述べられている（朝日・28年5月24日、日経・同6月27日）。

砂川問題の取上げ方は朝日・毎日が目立つ。朝日への投書は政府の条約尊重の立場も理解するが、緊張緩和の世界情勢の中で軍事基地の必要と精神的友好との軽重を問うべきであるとして世論を激励し、その社説は基地側と反対運動側との対立が感情的に過ぎる点を指摘、議会活動を通じての反対を心掛くべしと説いた（朝日・31年10月16日「声」、10月15日「社説」）。

毎日これを外交問題として取上ぐべしと言ひ、地元民には経済的補償を以て解決すべしと説いている（毎日・10月5日「社説」）。

安保改定問題については30年8日の重光・ダレス共同声明以来新聞論調に目立つ様になったが、この声明に関して朝日は、条約実施上の摩擦除去の期待を満さないと失望し、日経は防衛力増強の約束を見て憲法改正問題を含む基本方針の明確化を要求している（朝日・9月2日、日経・同）。32年2月28日、学者・文化人による安保改定要求声明書が発表されると、毎日と朝日は安保条約の廃棄論は代るべき安全保障方策なくて無責任、新条約切換は改憲の見通しが出来ずには困難であろうから漸進的改定が望ましいと述べて、例えば防衛義務の片務性、間接侵略条項、行政協定に明記のない米軍配備の条件（核兵器持込問題等）の論点の改定が要望されている（毎日・4月22日、朝日・4月28日）。また岸の訪米に当って毎日、日本はアジア全体における日本の立場を米国に理解させ、アジア開発の主導権を握るべきことを説き（6月16日）、日米会談の成果については朝日・毎日・日経の3紙とも社説に論評を掲げているが、朝日は全国民の要望より保守政権強化のための色濃しと見、毎日は米国の対共産圏強硬政策に認識を新にせよと言ひ、日経は安保改定問題は条約廃止以後の防衛問題に真剣な考慮を要求すると述べている（朝日・毎日・日経、いずれも6月23日）。

### C. 憲法改正問題（含・再軍備論）

第9条を中心とする憲法改正問題は、講和条約締結の年、26年初頭より新聞紙上に論議される頻度が目立つ様になる。朝日紙上における「再軍備問題と憲法」連載（1月19日より）をはじめとし講和後は締結された安保条約をめぐってこの問題の論議が続く。

自衛の根本精神を問題としたものとしては、毎日に再軍備促進の立場に立って、自衛精神の欠除は憲法第9条に関係ありとする社説があり（27年1月9日）、投書としては属国的状態から脱するのに再軍備を必要とするものがある（毎日・2月17日）。毎日はこの様に早くから再軍備問題をと

り上げたが、28年7月21日には憲法解釈の曖昧性を問題とし、これが憲法不信感を国民間に植えつける心配を指摘、9月4日には憲法改正への決断の必要を示唆した。この傾向は30年5月3日には改憲論の正面からの主張となる。

朝日の改憲問題に関する論調は28年12月16日の憲法改正不要論以来一貫性を見せはじめ、翌年5月3日には安保条約も平和憲法の本質と両立すべきものと説き、30年1月4日には現今の改憲論は不可避の必要性のあるものではない事を指摘、憲法を育て上げる努力の要を説き、翌31年1月3日には改正よりも理解が先決であると述べている。しかし32年5月3日には広瀬試案の発表に関連して再軍備論の否定し難い努力を認め、改憲すとも平和主義・民主主義の根本をゆるがすべからずと説いている。

日経は旧安保成立による日米共同防衛体制が必然的に再軍備にまで進まねばならぬことを27年2月2日に指摘し、問題は国民の自発的意志にあるとして世論誘導が行われるかもしれぬという点に注意を喚起した。しかし29年10月22日、自民・改進黨の改憲案を批判して、いずれも民主主義、平和主義、基本的人権の原理を理解していないと言い、31年1月5日には憲法改正問題について、民主主義国家観の後退によって進展する歴史の方向を後向きにしてはならぬこと、権威主義へのあこがれは心理的には信仰上の自由ヲ属する問題ではあろうが、それを民主主義と混同することは前向きのものではないことが説かれ、7月11日には憲法問題に関する限り、社会党の方がともかく信念的であり、自民党の方はただ改憲を急ぎすぎる感があると述べている。この様に3紙それぞれ傾向は異なるが、共通の主張として、たとえ改憲すとも民主主義・平和主義の根本原理は動かすべからずとしている点は注目に値する。

#### d. 議会民主政の問題

この期間を通じていろいろの問題に関連して政治の民主的手続の欠陥が指摘された。先ず安保条約審議に関しては国民世論への傾聴が要求され

(朝日・26年10月11日), 行政協定, 自衛力漸増の問題に関しても政府側の「言いくるめる」戦法を批判している(日経・27年1月26日, 2月3日)。再軍備問題に関しては, 「先棒かつぎ」を戒めたもの(日経・27年3月16日), 極端な対立論をやめて現実論を, との要望がある(毎日・28年3月28日)。憲法論争については, 政争の具に供するなかれとの論(日経・29年3月17日), 国会議員の軽卒な発言を慎むべしとする論(朝日・80年7月7日, 毎日・同1月9日), 民主政の根本には国論の共通基盤が必要であるとの指摘(日経31年1月5日), 「嘘のない政治」こそ改憲への早道であるとする論(日経・31年5月3日), 社会党は政権獲得後の憲法改正案を示すべきであるし, 保守側も基本的人権, 社会保障の拡充など, 「思いきった案」を出してもよいであろうとの意見などがある(日経・32年5月3日)。

## 2. 雑誌論文・アンケート(世界・中央公論・文芸春秋)

### a. 講和問題

講和問題に関する雑説論調の中で, この期間に含まれる最初の重要なものは, 24年3月号の「世界」に載った「戦争と平和に関する日本の科学者の声明」であろう。それは科学者の立場として言論の自由が戦争防止, 平和擁護に不可欠な条件であるとして, ユネスコ発表の平和声明の内容を確認しつつ, 自ら10項目の見解を表明したものである。それらの項目の中には, 「平和は単なる現状維持によって獲得されるものではなく, 現実の積極的改造をまわってはじめて確立されるものである。即ち社会組織及び思维様式の根本的变化を通じて, 人間による人間の搾取が廃止せらるる時のみ, 平和はわれわれのものとなることができる。」「われわれは一切の自然的素質の問題を別にしても, 凡ての人種が福祉の享受に対して平等の権利を有することを主張し, この点における不平等こそ戦争を誘発する一要素であることを主張する」と述べ, また「凡ての人間は知る権利を有する。……この権利が無視せられるならば, [交通通信手段] 進歩は逆に誤解と戦争

とに奉仕するものとなる。」として世界各地の事件に対する国連の権威ある客観的報道の提供を望んでいる。

翌25年の「世界」の中では3月号・4月号及び12月号にそれぞれ注目すべき論調が表れている。3月の「講和問題についての平和問題談話会声明」は、前掲の科学者声明に引続いて組織された京都および東京談話会の合同討議の結果を声明として発表したもので、その結論は4ヶ条から成り、

1. 講和問題について、われわれ日本人が希望を述べるとすれば、全面講和以外にない。
2. 日本の経済的自立は単独講和によっては達成されない。
3. 講和後の保障については、中立不可侵を希い、併せて国際連合への加入を欲する。
4. 理由の如何によらず、如何なる国に対しても軍事基地を与えることには、絶対に反対する、というものである。

4月には安倍能成の「平和への念願」と題した論文があり、われわれは自ら徹底的平和主義を堅持して軽々しく身を売らぬ態度を守るべきであり、日本の軍国主義を粉碎した連合国の原理に基いて世界平和と人類の幸福を支える、高貴なる原理を確立すべきものであると述べ、窮極的には世界連合政府による安全保障の確立が望ましいと述べている。12月には「三たび平和について」と題する平和問題談話会の研究報告があり、3章から成る論文の中に対立する二つの世界の中における日本のあるべき姿を画き出そうとしている。この中、第3章は憲法と再軍備に関するからC項に述べることとし、第1章「平和問題に対するわれわれの基本的な考え方」では、戦争が本来手段でありながら、もはや手段としての意味を失ったこと、原子力戦時代における世界戦略は最も現実的たらんとすれば理想主義的たらざるを得ないこと、思考方法が平和の問題に重大な関係を持つこと、又問題提出の仕方により処理の方向が変化することが論ぜられ、現在全面講和・中立論者に対する批評乃至悪罵は、タブーを楯にとった威嚇的言辞、忠臣逆臣的な価値判断、敵性国家の設定等々が悉く出揃っていること、主体的立場と全く無関係な「客観的認識」などというものはありえない。問題設定の仕方で現実処理の方向が変化するのであるから、われわれは二つの世界の対立を、戦争に

訴えずに調整される可能性を信じ、その可能性を少しでも押し拡めて行くように思考と態度を方向づけて行くべしと述べられている。第2章「いわゆる『二つの世界』の対立とその調整の問題」では、イデオロギー上の対立は直ちに戦争を意味しないこと、自由民主主義対共産主義という図式以外に他の次元での対立が交錯していること、米ソ両国とも極力全面的衝突を避けようとしていること、二つの世界の並存を高度化する諸契機として世界政治の両極化に対する牽制的要素、米ソ両国共同の危険性（例えばファシズム再興、植民地ナショナリズムの問題等）、国連の役割、両体制の接近が挙げられることを述べ、われわれの主張する「中立」はこれら一般的根拠から必然的に流出する原理的態度であって、時々の客観情勢に左右されるような便宜的政策の問題ではないのであり、それは一切の国際紛争に対して日本から進んで介入参加することを絶対に避ける態度堅持を意味すると述べているのである。

翌26年の「世界」には4月号に一つと10月号に二つ注目すべき論説がある。4月号の勝間田清一の論文「講和の問題と講和後の問題とを区別せよ」では、筆者はポツダム宣言の意を受けた日本人の努力の結果として第2次大戦の後始末としての講和を念願すると言ひ、講和後の日本には共産主義の圧力による二重政権と内乱のおそれがないとは言えないが、日本の自衛と、現在論議されている世界的再武装の一環としての日本再武装問題とは別個の問題とすべきであると論ぜられている。10月号には都留重人の「対日講和と世界平和」が載っているが、筆者は戦争についてと同様平和についても、それが健全な社会発達の副産物として得られるものであり、平和そのものを追うことは幸福そのものの追求と同じく、抽象的観念的となりやすいものであることをわれわれは知らねばならぬと述べ、平和への条件を満す努力をせずして口先だけの平和を求めるとの無意味を説き、それが可能であるという信念に基く行動こそそれを可能にすると言ひ、現在における一般的な安全保障システム実現困難の原因として権力政治論と社会制度対立論との二重うつしを挙げている。10月号には「単独講和と日本経

済」と題する座談会が載録され、大内兵衛の発言がその中で注目される。今度の講和ではポツダム宣言の精神は全面的には満たされぬこと、それ故に日本は国際的に独立国として全面的には認められないこと、今後とも全面講和の希望と努力が必要であること、日本の防衛力増強支出に関しては軍隊が大きくなればなる程経済は直ちに縮少再生産の形になることは戦時中の経験によって明かであること、日本経済全般に関しては、日本と中国との関係を前提として日本経済を立てなくては日本経済は比較的永久的な独立国とはならぬこと、アメリカは日中関係を通じて自分の利害を計る方が得策であること、中国市場拡大の可能性としては、日本の中国に対して犯した罪に対する自覚と世界の舞台において中国と世界的な了解を求める態度が大切であることなどが述べられている。「世界」誌上に講和問題が論議されるのは大体において26年12月迄であり、その後は再軍備論乃至安保条約論に転換する。又「中央公論」「文芸春秋」には特に挙げるべき論文を見ない。

b. 安保問題（含・自衛問題、旧条約と関係問題、MSA、改定問題）

この問題に関する上掲3誌に載録された主たる論文としては先ず26年3月の「中央公論」に特集として載せられた「日本の運命的課題」がある。この中で蠟山政道と横田喜三郎の論説が興味を惹く。蠟山論文は「国際危機下の講和問題——ダレス演説の考察——」と題しているが、その中で安保問題を論じ、日本の安全の国連による保障を補うものとして、恐らくはNATOに類似の機構をダレスは提示したが、この方式の特徴として3点あるとし、(イ)間接脅威に対する対内措置と直接脅威に対する対外措置の区別によって、日本の再軍備の問題は直ちに発生せず、それは講和後に純然たる国内問題として処理すればよい。(ロ)国連の集団安保の一環である。(ハ)この方式には日本の自立的精神の選択的判断の基準が織り込まれている、と指摘している。横田の「国際保障と自衛」は、他国の援助のみを待って自分が防衛をしないでよいというのは不合理であるとし、「みずから

助けないものを天は助けない」と述べるがその自助の内容は必ずしも兵力をもってするとは限らず、基地提供や経済的方法などが、少くとも現実に侵略が起るまでは有効であると考え得るとしている。

翌月の同誌には「自立のための最低線」という特集が見られるが、そこでは矢部貞治が「政治的独立の最低線」と題し、民族の独立意識が保たれるということが実は政治的独立の最低線であると提言し、この観点からすれば講和後のアメリカによる安全保障は止むを得ずとするのが国民のいつわらざる気持であると述べ、これを受入れるに当たっての若干の必要条件として、1. 治外法権を伴う如き基地が要求されてはならない、2. あくまで暫定的な駐屯であること、3. 国連の原則に従うべきことを挙げている。次いで山下康雄は「自衛権の最低線——自衛権・再軍備論の一点」と題する論文で、自衛権は戦争権と区別さるべきであり、不戦条約でも自衛権は放棄されなかったという先例を挙げ、日本は戦争権を放棄したからこそ自衛権があるとする考え方をとる。即ち国連憲章の下では戦争権は安保理事会に独占集中され、各国の個別的戦争権が放棄されたからこそ、その例外としての自衛権確認の条項が規定されねばならなかったと述べる。しかしその適用は国内法における正当防衛の場合と同じ論理で公力救済が間に合わない場合にのみ厳重な制限付きで私力救済が許されると同様、国連による措置が間に合わない場合にのみ厳重な制限付きで認められるとし、四つの制限条項を挙げている。

10月号の「世界」には講和・安保に多少とも関連する論説が20近く載っているが、殆んどすべてが全面講和を希い、それが不可能となった場合にも平和憲法を守ることを誇りとする趣旨のものである。中でも明確な立場のものは、横田喜三郎の「駐兵は認めても再軍備は避けねばならぬ」、今村彰の「再び教え子を戦場に送らぬために」、清水慎三の「ダレス講和・経済協力・労働者階級」の三つであろう。横田論文は憲法に違反しない安全保障の方途として国際的保障による方法を揚げ、国連によるもの、地域的集団安全保障によるもの、外国軍隊駐留によるものを挙げている。今村



のものは軍備復活を準備する資本家並に支配権力が、戦争準備としあらゆる国家権力を動員して勤労者とその子弟の平和思想を麻痺腐敗させ、進んでは戦争という罪惡を勇敢に行い得る狂人にまで仕立て上げようとしていると指摘する。清水の論文はダレス構想の日本への附託は、第1に不沈究母たる前線基地としての日本本土を、第2に人的資源としての日本人口を、第3に米戦略の一環としてアジア唯一の近代工業力を目標とするものであると述べている。

11月号「世界」には村川俊之の「日米安全保障条約の問題点」と題する論文がある。これは日米共通の利害としてソ連の圧力が真空地帯に侵出するおそれを認めるが、日米安保条約は2月2日のダレス演説にも見られる如く一方的恩恵的な問題として提議され、この前提に立って条約が作成されたことを指摘し、その内容はデンバーグ決議に基く双務性の要求を満し得ぬところから来る片務的なものであると述べている。即ち前文にはアメリカ軍駐兵意志の一方的表明があるが駐兵義務とは解し難いこと、日本の再軍備を義務附けないが防衛力強化のための政治的、道義的責任を負わすものであること、第1条には日本がアメリカに駐兵権を許与し、アメリカはこれを受諾するとあるが、これはアメリカが義務を負うことなく駐兵権を獲得したものであること、ただ前文との関係と、条約締結の経緯とから、政治上、道義上の義務ありと解されること、日本が侵略を受けた場合のアメリカの援助義務については規定のないこと、第1条2項には米軍使用の場合の例示があるが義務規定がないこと、有効期間に別段の定めがないのも不備の点であることを指摘するものである。

12月号の同誌には「講和と日本の進路」と題する今中次磨の論文があるが、これは日本国憲法における自衛権の基礎を分析したものであり、結論としてわが憲法は条約に優先し、民族自決権、国家平等権に基く自衛権を有し、国連による措置の間に合わぬ場合に限り武力行使を許されると説いている。

27年5月号の「世界」には再び横田喜三郎の「行政協定をめぐる諸問題」

が載せられている。これは安保条約中に規定された日本におけるアメリカ軍出動の三つの場合のうち、日本が協議に加わるのは内乱・騒じょう鎮圧の場合のみであり、その他はアメリカが日本の同意なしに軍隊出動を行いうると解釈されるのが自然であると述べてその問題性を指摘している。しかし筆者は行政協定24条による日本区域内での敵対行為に関する日米協議の規定を利点として認めている。けれども裁判権に関しては日本の場合は、イギリスもフィリピンの場合と異り、私用中の軍人軍属の家族の犯罪に関してまで米側が裁判権をもつという不名誉なものであるとして読者の注意を喚起している。

28年11月号の「世界」には、「何が交渉を動かしたか——MSA をめぐる外圧と反応——」と題する西島芳二（朝日論説副主幹）外5名の記者の座談会が載っているが、日米政治家の会談の度毎に警察予備隊・保安隊・自衛隊が出来上り膨張して行く経過をたどり、経団連がこれと呼応して防衛計画案を卒先作成したこと、政界の代表的見解としては、いま憲法改正を国民に問うと否決されるおそれがあるので、自衛力漸増方式によるなくずし軍備が最も現実的であるという意見があるが、財界はこれと反対に、はっきりした計画を作ってアメリカ援助を要求すべしという意見であり、これはアメリカの意向を代表するものであると述べられている。

安保改定問題に関する論文は32年頃から頻繁に現れる様になるが、32年5月号の「中央公論」には高野雄一、入江啓四郎の2人の国際法から見た安保改定問題の論議が載っている。高野のものは「国際法から見た改訂問題」と題し、先ず国連による安全保障体制の特徴を三つ挙げ、1. 国内秩序と同様、国際秩序においても武力の個別的行使を不可とする、2. 加盟国の武力をもっぱら集团的に、組織的、統一的に用いることとした、3. 国連軍を制度化したことがそれであると述べる。そして改訂の焦点としては、国連中心主義により密接したものとする事を提案する。即ち現行条約の1条、行政協定24条等により在日米軍が国連を離れて行動しうるのは自衛権に基く場合だけであり、それには「武力攻撃」の現存が必要条件であ

る。「極東の平和維持」「日本区域における急迫した敵対行為の脅威」だけでは憲章上許されない。理事会の許可か総会の勧告かの下に公けの集団安全保障の立場によってのみ許されよう。故にこの関係を逆用し、在日米軍の行動・基地使用等を第1次的には総会（又は理事会）の勧告において行うという原則を条約中に織り込むべきであるとしている。入江の論文は

「まさに不平等条約の典型」と題して不平等条約の類型を後進国型、敗戦国型、ソヴェイト系列型の三つに分け、日本は第2のものに相当するとする。安保条約の不平等個所としては、条約終了規定が実質上アメリカの拒否権を含むこと、アメリカの日本防衛義務がないこと、間接侵略に米軍出動を要請する可能性の示唆、極東の平和維持は日本の個別的・集团的自衛権と関係ないこと、行政協定に違憲の疑いがあることなどが挙げられる。そして改廃の目標としては、軍事区域や施設を廃止し、有事駐留とすること、双務性の確保と日本側の憲法制約の了解を得べきこと、国連憲章第51条に則ることと論じているのである。

同月同誌には「私はこう思う」と題した各界各士へのアンケートが載っているが、それらはおおむね改定慎重論であり一層の研究を望むものであるが、その中で園田直のものは具体的提案をもつものとして注目される。「廃棄を最終目標としているが」と題するこの小論は、問題点として、1. 防衛計画の明確化が着手のはじまりであり、2. アメリカの先棒をかつぎすぎてかえって日米離間のおそれがある、3. 世界史的に言えば防衛問題は国連防衛方式に進んでいる、4. 日本におけるアメリカの勢力を追い回すわけではない、5. 日本の特殊な立場をアメリカにも理解させねばならないと述べ、また改訂の具体的内容としては、1. 日本の自国防衛は本州・四国・九州・北海道に限る。朝鮮・台湾・中国には関与しない。太平洋注諸島については共同防衛に当るが紛争介入をできるだけ避ける。2. 1年半の期限付きで条約改訂の着手から終了に至る。この期間にアメリカ地上軍を全部撤退させ、撤退完了が条約と協定の最終改訂時期とする。3. 空海軍基地は現在の如き無制限な設置を排し、特定地域に限定する。それ

に伴い日本の空海軍増強に従って米空海軍を撤退させる新しい過渡的条約を作る。戦時は自動的に共同防衛を行う。4. 内乱条項は内政干渉のおそれがあるので削除する。5. 日米合同の作戦委員会を設置する、と述べている。「文芸春秋」にはこの問題について特に重要と思われる論文がない。

### c. 憲法改正問題（含・再軍備論）

a 項でふれたとおり25年12月の「世界」に載せられた平和問題談話会研究報告「三たび平和について」の第2章は、憲法並に再軍備問題に関する論述である。「憲法の永久平和主義と日本の安全保障及び再武装の問題」と題し、日本国憲法の永久平和主義は、一切の戦争を放棄し、また一切の戦力即ち武器および戦闘員の組織を禁止すると述べる。しかし国家が国家として存在を許される限り、自らの生存を守ることは当然の権利でなければならない。従って憲法第9条はこの自衛権を否定するものではないが、それは戦争の手段によって行われてはならないものであり、あらゆる精神的、文化的、乃至政治的、法律的な方法で行われるべきものであるとする。この点に関しては連合国も同じ見解であると思われると言い、憲法改正による再軍備の可能性については、憲法自身の中に定めた改正手続による改正には一定の限界があることに注意をせねばならない。即ち憲法の本質的要素、日本国憲法に於いてはその永久平和主義、を否定する方向に改正することは許されないと考えられる。特に日本の現状から言っても、軍備復活が国内になお残存する封建的、軍国的侵略精神を再燃させる結果となり、得るところより失うところ大であろう。国連への協力は武力協力の義務を課すものとされてはならず、精神的協力によって果されるべきであるとし、結語として国連加盟諸国の軍備の漸次的撤廃（とくに原子力の国際管理）を希望し、日本が固有の軍隊をもつことには反対する。国際連合が二つの世界間の権力政治の闘争場であることなく、一なる世界を、しかも平和的手段によって実現するための舞台たることを願うとしている。

26年中の論文では3月号「中央公論」の松崎貞治による「憲法と自衛」

10月号「世界」の勝間田清一による「四原則の重要性は依然として変らぬ」、10月号「文芸春秋」の伊藤正徳による「敢て日本新軍備を提案す」が興味がある。松崎のものは特集「日本の運命的課題」の中の一であるが、佐々木惣一博士の自衛戦争容認論は、純粹に法理解釈上の見解に限られている。憲法上許されるといってそれだけで実行してよいというものではなく、わが国の国際的、国内的条件に照して適当か否かを慎重に考慮すべき問題であることは博士自身強調している、と読者の認識を要求している。筆者自身は自衛権は認めるが、無軍備で国連にたよるべしとしている。勝間田の論文は、憲法を守らんとする者が不屈者であるかの如き社会的錯覚・魔術・強制が常識・良識に代らんとするを指摘し、日本社会党の一員として社会主義インターとの提携を主張する。伊藤のものは前2者と異り、再軍備の主張であるが、兵力量の具体案として常備陸軍13個師団10万人、海軍25万トン、空軍1,500機を統轄する国防省の新設を提案する。およそ自主独立国に独自の軍隊が必要とされることは子供にもわかる明白事であるというのがその原理であるが、3軍とも専ら防禦軍としての役割を果すべし、とするものである。

27年4月の「世界」には恒藤恭の「憲法と新しい道德規準」、5月の同誌には宮沢俊義の「憲法改正と再軍備」、田畑忍の「自衛と戦力の問題点」、及び各界有名人28氏の回答による「『再武装』に関する意見・批判・希望」があり、6月の同誌には鶴飼信成の「憲法改正の限界」、7月の同誌には山川均の「非武装中立は不可能か」が載せられている。恒藤論文は憲法第1条の、天皇が「日本国民統合の象徴」とする規定を取上げ、それは統合の原理または基礎をなすものであるとの規定ではなく、ただ統合の象徴であるとするものである。天皇は道德的中心ではなく、日本国民は「臣民」ではなく「国民」である。法および道德の根底は、個人が自己の内奥から発する要求に基いて真に自発的に肯定しうる様な理念でなければならぬと筆者は論じている。宮沢の論文は幣原内閣の憲法制定当時の問題点として最大の不満は、天皇に関する規定であったとする。東京大学の憲

法改正研究委員会では国民議会による審議をせよとの意見もあったという事実を指摘し、いま改正するよりもこの問題は日本国民の間でもっと採まれる必要があるとしている。田畑の論文は、憲法は国民が研や棒をもって外国軍と戦うことも認めないとし、自衛権の行使も戦力的手段以外の政治的・外交的手段によるべき事としている。又ダレスの言によればアメリカは日本に再軍備を期待はするが強要したことはない、然るに奇妙にも日本には軍備強要の誤解があるという程であると両国間の理解の一層の必要を説いている。28民のアンケートの中では谷川徹三、野坂参三、有田八郎、田辺元の回答が注目される。谷川は米ソ両国、資本主義と社会=共産主義体制の国々が平和共存しうることを信じ、再武装に反対している。野坂はこれに反し、軍隊のない独立国はない。侵略戦争に対する防衛戦争を認めよと述べている。有田は防衛力漸増を認め、間接侵略に対する防衛力と解すべきことを提唱する。これは吉田総理や大橋國務相の国会答弁からも裏書きされているが、事実から見ると直接侵略に対する再軍備と見えると注意している。田辺元は、再軍備に賛成ではないが反対とも言えぬのが我々の苦しき立場であると述べ、そこで一見理想反する方策を暫く採用して時運を待ち、一時的には反対の途を歩みながら終局的には理想の実理に一步を近附け、或は少くともその障碍を除くことに努力するというのが我々の進路ではないかと問う。即ち具体的にはむしろ一時的再武装をなし、一方の陣営に附くが、その使用を防衛の目的に制限し、其の間に実力を養って、徐々に双方の間の調停を策すべきであろうとするものである。

6月号の鶴飼論文は、あたかも明治憲法において天皇の地位が不可侵とされた如く、新憲法においては国民の地位が「侵すことの出来ない永久の権利」を与えられて居ることは97条に規定された通りであり、この原理は憲法改正権の限界外である。憲法の本質的諸原理は改正することを許されない。それは新憲法においては国民主権主義、永久平和主義、基本的人権尊重主義であると論じている。7月号山川論文は、日ソ中立条約を「ホゴカゴ」に投げこんだソ連の行為は、たしかに不信の行為にちがいない。し

かしアメリカは領土の贈物を約束してまでもソ連の不信の行為を決意させたほど、それほど両国の利害は一致していたのであった。ソ連の勢力を極東に導入したのは他ならぬアメリカではなかったかとの問い、ただ日本にその意志さえあれば、明日といわず今日からでも実行の出来る中立堅持とは、米ソいづれの利害によっても支配されない独自の、したがって中立的な対外政策を動揺なく追求することであると説いている。

28年10月号「世界」には、中野好夫、宮沢俊義、鶴飼信成による座談会「憲法を守るとはどんなことか」がある。先ず憲法全体の解釈原理について、宮沢は常識としては法律の言葉だけにとらわれず、全体の精神との関連において解釈するという原理、文字的、文法的解釈でなく、目的論的解釈を行うべきこと、鶴飼も憲法そのものの精神に立つ正しい解釈が問題であり、憲法制定権者たる国民の考え方はどうか根本であるとの立場に立つ。前文の解釈については、鶴飼は憲法3原則のうち、自由と平和が主であり、国民主権はその目的のための手段であるとするに対し、宮沢は憲法をつくる力は国民にあるという意味の国民主権が主たるものであり、自由と平和とはこの国民主権のためのものであるとし、基本的人権の尊重は国民主権に当然含意されるとする。改正の限界については、宮沢は国民主権の原理が論理的に含意しているとは考えない。第9条そのものが改正を許さぬものではない。しかし現在における政治的効果を考えれば、この議論は出したくない、と言うのに対し、鶴飼は第9条の原理は侵略戦争の放棄だけではない。戦力を完全に放棄し、交戦権を持たぬことこそ平和憲法の本質である。9条全体が改正を許さないとする。宮沢は、現在具体性のある問題だけを取上げて言えば、9条の部分的改正は不可能ではない。但し侵略戦争が出来るような改正は不可能であるとするが、鶴飼と共に侵略戦争の性格規定のあいまいさが問題であると述べている。憲法を守ることについて中野は、第9条をも含めて基本的原則を改正せずを守るべしと言ひ、宮沢は「守る」という場合は適法な改正を行うことも含まれるわけだが、「実際問題として憲法をいじるとなるとそれに便乗して重大なと

ころを動かすという危険があるから、この際は細いところは……我慢」すべしと言う。鶴岡も政策問題としては改正に手をつけぬ方がよいと言う。そして中野・宮沢は、改正は法的には可能であっても国民の意志として守るのでなければ無意味であると結んでいる。

#### d. 民主主義擁護論

26年度の「世界」からは三つの論文を紹介したい。第1に4月号の宮沢俊義による「民主制の世界観——相対主義について」、第2に10月号の北村徳太郎による「独裁的秘密外交の責任を問う」、第3に11月号戒能通孝の「恐怖と治安」がそれである。宮沢の論文は、総督ピラトが人民多数の声に聞いた結果、救世主イエスを十字架につけ、強盗バラバを助けざるを得なかったという聖書の記録からして、民主主義も愚劣なものたりうるというケルゼンの言を引く。絶対的真理および絶対的価値を知りうるという信仰は、形而上学的世界観、とりわけ神秘的・宗教的世界観の前提を形づくる。これに反し人間の認識にとっては相対的真理・相対的価値のみが到達しうるものであるという考え方は、批判主義と実証主義の世界観に導く。前者に照応するものが独裁的態度であり、後者が民主的態度である。ラフトブルッフによれば相対主義は理論理性に属するものであって実践理性に属するものではない。それは最終的な態度を科学的に理由づけることの棄権を意味するが、態度そのものを棄権することを意味しない。「相対主義は普遍的な寛容である。ただし不寛容に対する場合をのぞいては。」この故に彼がナチの独裁制に対してつよい挑戦的態度をとったのはきわめて自然である、と筆者は言う。近代民主制においては、神々も相対化されねばならない。絶対的な権威をもって人間を支配しようとし、異端を排除しようとする神が、完全に追放されてしまうまで、すなわちすべての神という神が相対化されてしまうまでは、民主制は完成したということとはできない、と筆者は説くのである。その信念や確信を相対化し、相対主義的世界観を受け入れることを肯んじない人は、決して民主制の友となることが出来な



い、と筆者は結んでいる。北村の論文は講和の寛大さを喜びながらも、政府がやたらに甘い党略的宣伝に努め、正当なる与論の喚起に力を尽さず、民主主義の国会を無視しながら民主主義の名に於て独裁的に事を処理したことが、この講和に於て大失敗であったと指摘し、嚴重に警告している。戒能はその論文の中で、不幸にして過去20年間の日本の政情は、恐怖からの自由という最も主要な民主主義的原則を、しばしば逸脱しすぎていたのであり、われわれにとってこのような恐怖の観念はもう本質的なものとなり、今更取去ることが何か淋しくなる程に奇妙な状態に陥ったのが、あるいは日本の現状ではあるまいかと問い、しかし日本のどの政治家も日本を朝鮮と同様に戦場化することを希望する者はないであろう。だとすれば講和・安保条約への賛否を問わず、「ソ連が来たら殺されるとか殺してやるとかいうような脅迫に熱中することではなしに」、せめて可能な領域で恐怖の除去に努めること、そのためには民主的憲法に実効をもたせるべく、公正にして顔や「かけひき」の支配をうけぬ政治的討論の自由を容認し、それを押し進めてのみ何らかの寄与を果しうる可能性を開くよう努める義務を負担しているはずであると論じている。

27年度の「世界」には、1月号に矢内原忠雄の「民族の価値と平和の価値」、遠山茂樹の「反動化を楽観する」があり、2月号に谷川徹三の「今日の危機的意識について」、6月号に滝川幸辰の「言論・思想・学問の自由」が民主主義の問題の論述として注意をうながすと思われる。矢内原の論文は国際的緊張の実態と原因とを冷静な科学的分析に附する事の必要性を説く。一般的に政治的セステュアや感情的な興奮がありすぎて、客観的な科学研究の不足であることが今日の平和論議の特色である。安保条約は米軍の無期限の駐屯を規定して、日本の完全な民族的独立をさまたげている。日本は再軍備をして再び軍国主義に帰る危険を犯すべきでない。真空説は想像説であって格別の根拠がない。日本国民が自ら分裂して外国軍を誘導するすきを作らぬ限り、容易に新たな外国軍の進駐を見ることはないであろう。民族の独立は尊い。しかし平和国家の理想は更に貴いのである、

と論じている。遠山の論文は近来新聞紙上にもよく見られる、国民統合の象徴たる天皇が再軍備の象徴に具体化されようとしている如き反動化の傾向は、もっと「意地悪く、大人気なく」「皮肉」に見るべしと言い、講和後の反動化は必至であるが自分は前途を楽観する。歴史の進展・対立の激化は、諸々の相対的対立を激化させて基本的約定を顕在化する。それはまた反動を紛砕する勝利の方向を明確化することである、と言い、歴史家はいつでも楽観主義者であると結んでいる。谷川は現在の世界における平和の方式に6方式あるとし、条約システム、国連システム、精神運動システム、ソ連システム、アメリカンシステム、世界政府システムを挙げ、世界政府システムを他に優るものとする。大人の中にも小児がいる様に、文明人の中にも野蛮人が時あって眼を覚す。しかし文明人は文明人であり、野蛮人は野蛮人である。知性の立場は政治に対しても大きな意味をもっている筈である。クエーカーの人達が語っている様に、「クレムリンの一握みの人々」を王手詰めにすることに心を奪われて、その真の敵が畿畿と窮乏と機会の欠如とにある幾百千万の人類のことを忘れるの愚を犯してはならぬ。世界政府の理想もまたデモクラシーの原理の上に立ち、労働問題、植民地問題、人種問題の三つの社会的正義からする解決を当面の目標とすべきである。世界政府が世界を一つとし、世界全体に今日の国内法によると同様な性質の法的秩序のできる事が、人類当面の理想であり、歴史もまた明かにその方向に進んでいることを信じる、と筆者は述べている。滝川の論文は、1950年になって講和条約の締結近しの声が聞え出すと民主主義化の傾向は「ぴったりと」止ってしまい、社会状況は戦前に逆戻りしだしたと指摘し、国民が再軍備のために憲法改正に承認を与えるようでは日本の前途は暗闇である。現在思想的に最もあぶないのは、再軍備のために憲法改正をせよという論者であると述べている。

### 3. 一般世論調査

#### a. 講和

毎日新聞による、24年11月17日より19日迄に行われた、東京及び大阪における調査によれば、①来るべき講和について、不参加国があっても早期講和がよいとするものが全体の49.2%で、おくれても全面講和を望む者の33.8%を越えている。②将来の日本の安全を守る方法については、アメリカにたよるとする者20.5%、永世中立48.9%、集団保障14.0%、わからない14.8%となっている。③講和会議に望む内閣は、今のまま、26.7%、挙国一致内閣17.5%、総選挙による32.5%、わからない15.9%である。

講和条約締結後の26年9月20日の朝日新聞に載った全国調査では、①講和後の感想としては、明るい気持ち41%、ほっとしたが喜んでばかりは居られぬ23%、わからない21%、②講和条約について満足な点は、寛大な条約13%、特に33%、わからない30%、特に不満な点は、領土11%、特になし36%、わからない25%、③自衛軍の賛否は、賛成71%、反対16%、わからない13%となっている。

#### b. 日本の安全保障（含・予備隊・自衛隊・再軍備・憲法）

26年3月の再軍備と軍事基地問題（含・憲法）に関する、読売新聞の調査によれば、①国防軍の存在に賛成の者は47.3%、反対23.6%、わからない29.1%、賛成は職業別には給料生活者、産業労働者、商工業者に多く、性別には男が多く、年齢別には40歳台が多く、教育程度別には高専卒が多い。②賛成と答えた理由は、自衛のためが40.9%で最大。③賛成の人は憲法について、賛成が68.4%。④志願兵か徴兵かについては、志願兵が49.0%、徴兵10.5%、志・徴両方16.1%、わからないが24.1%。⑤講和後の米軍駐留は、当分希望するが45.2%、ただ希望するが18.5%となっている。2ヶ月後即ち5月の新聞世論調査連盟による全国調査によれば、3,000人のうち、講和後軍備を復活することに、賛成の者45.2%、反対35%、わからない19.8%である。

翌27年4月の、わが国の治安と自衛力に関する新聞世論調査連盟による全国調査によれば、3,000人のうち、警察予備隊・海上警備隊増強の賛否

は、賛成52.3%、反対22.9%、わからない24.8%。再軍備のための憲法改正賛否については、賛成42.5%、反対27.7%、わからない29.8%であり、賛成は年齢別には40歳台、50歳台が多く、反対は30歳台、20歳台に多い。

2年後の29年7月の読売新聞の全国調査によれば、自衛隊発足に伴って憲法改正をした方がよいとする者38%、悪いとする者30%、わからない32%であって、2年前と較べて改憲反対が多くなっていることは注目に値する。

#### c. 日米安全保障条約

26年9月に行われた日米安保条約をめぐる、毎日新聞の世論調査について述べれば、①条約に対して賛成の者79.9%、反対6.8%、わからない10.4%。②共産主義の侵略は、少くなる46.5%、変らない17.8%、多くなる13.3%、わからない10.4%。③日米安保条約は将来我国の自衛力確立まで続くが再軍備については、経済再建設に行う51.4%、速かに行う24.9%。④徴兵制か志願制かについては、志願制69.2%、徴兵制18.5%。⑤講和条約調印に当たっての国会解散については、批准後解散が34.3%、無解散が27.0%となっている。

#### d. MSA

28年8月に行われた、読売新聞による、朝鮮休戦・MSA 援助・政局に関する調査によれば、①日米 MSA 援助協定を知っているかという問に対し、知っている58.7%、知らない41.3%。②MSA 防衛力増強援を受けた方がよいかという問には、よい32.4%、よくない21.6%、どちらとも言えぬ22.7%、わからない23.3%。その中、よいとする理由は防衛力増強が27.6%で最大、日本経済向上が14.0%でこれに次ぐ。よくないとする理由はアメリカへの従属が23.8%で最大、再軍備になるが15.3%でこれに次ぐ。③援助を受けた方がよいと答えた者のみについて、MSA 援助の条件として将来共同防衛参加の義務があるがこれを負うべきかという問に対し、

負うべきである、36.0%、べからず21.6%、やむを得ず37.1%。④現在の日本防衛の方法については、現在の保安隊によるが35.1%、わからないが20.8%。MSAによる保安隊強化が19.2%、憲法を改正し軍隊を設置するが17.1%、無防備が7.8%となっている。

e. 岸訪米

32年6月27日に行われた、世論科学所載の、岸首相訪米成果に関する調査結果によれば、①岸・アイク会談を含めて訪米成果に何点をつけるか（10点満点として）との間に対する答は、平均6.5点となっている。②岸さんのアメリカにおける態度については、普通54.8%、立派であった、31.1%、卑屈であった7.9%。③駐日地上軍近日撤退について、よかった66.3%、まだ早い15.9%、わからない10.4%。④岸首相は対外的には何をやるべきかとの間に対し、東南アジア外交推進、43.2%、中立外交28.6%、共産圏にもっと接触せよ14.8%、対米協調外交14.5%。⑤政党支持では自民党43.5%、社会党、29.8%、支持なし20.7%となっている。

## Japanese Debates on National Security

Makoto Takagi

Though the ideal of peace came to reign over the Japanese since the new Constitution, its realization appeared increasingly difficult, as the cold war got under way. Discussions on diplomacy and defense required high degree of sophistication.

The intellectuals, suffering from their war-time inability, were especially eager for peace. However, they were driven into quarrels on how to appreciate communism and cold war, when the treaty of peace came in sight. The one argued for peace with all and the other for peace with as many nations as possible. This division made the Socialist Party fall out into two.

As to the problems of national security there was the difference between those who sought it under the wings of the United States and those for neutralism without arms. Only a few argued for national selfdefence. The conservative government of Premier Yoshida shunned the rearmament at this stage.

Peace Treaty in San Francisco was well received by the people, but Japan-United States Security Pact born at the same time caused troubles and grievances. There emerged a growing desire on the part of conservatives to rearm Japan in order to make her truly autonomous. The barrier was the Constitution. As the revision of the constitution sought after implied the regression into pre-war situations, resistance was at once vocal in the camp of progressives, and this road to rearmament was eventually blocked by the increase of Socialists in the Diet. Meanwhile substantial rearmament was going on without the sanction of the constitution.

All seemed to agree with the revision of the Security Pact. However, when Premier Kishi took it up, the thaw seemed to come upon the cold war, and the reactionary 'show-down' attitudes of the premier cast doubts on his intention of revision. Neutralism with more regular relations with the mainland China was now strongly asserted as the positive alternative. Due to its myopia the Japanese government failed in developing the nation-wide dialogue.

After the new pact had been forced through the Diet, one could not but feel that Japan was now tied to the American global military system tighter than ever. Without vision, it seemed to all, she could not make the breakthrough.